みんぱくリポジトリ 国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnolo

Military Service and Citizenship of Immigrants: Argument and Confrontation about Pre 1997 Gurkhas' Acquisition of Right of Settlement as Developed in Electronic Newspapers

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2014-05-13
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 上杉, 妙子
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003823

移民の軍務と市民権

---1997 年以前グルカ兵の英国定住権獲得をめぐる 電子版新聞紙上の論争と対立----

上 杉 妙 子*

Military Service and Citizenship of Immigrants: Argument and Confrontation about Pre-1997 Gurkhas' Acquisition of Right of Settlement as Developed in Electronic Newspapers

Taeko Uesugi

本稿は、2000年代後半の西欧社会における移民の市民権と軍務との結びつきについて明らかにするために、香港返還より前に英国陸軍を退役したネパール人兵士(1997年以前グルカ兵)による英国定住権獲得の事例を取り上げ、その要因と意義について検討した。材料として用いた電子版新聞紙上では、グルカ兵についての国民的記憶が喚起され、英国社会の構成と道徳性、財政支出や移民政策の是非が論じられた。また、総選挙を約1年以内に控えていたことから政局とも連動し、政治家たちは論争を利用して労働党政府を攻撃した。その結果、政府は定住権を認めざるを得なくなった。軍務と市民権の結びつきを規定するのは、武力衝突に至るような対外的な安全保障リスクや徴兵制の有無ばかりではない。本稿は、国内の政治的状況や移民の大量流入に対する市民の懸念、市民権概念の変容といった対内的な要因についても注目する必要があると指摘した。

This paper examines the factors for the acquisition of right of settlement in the United Kingdom by Gurkha soldiers who retired before the handover of Hong Kong (known as pre-1997 Gurkhas) and its significance, in order to clarify the link between citizenship and military service in a Western society in the latter half of the 2000s. The arguments in electronic newspapers invoked the national memory of the Gurkhas, and examined the constitution and morality of British society, financial policy, immigration policy, and so

Key Words: citizenship, military service, Gurkha, United Kingdom, inclusion and exclusion キーワード: 市民権、軍務、グルカ兵、英国、包摂と排除

^{*}専修大学兼任講師、国立民族学博物館共同研究員

on. Furthermore, the arguments were interlocked with the political situation at the time, in which a general election was expected within about a year, so some politicians of opposition parties used the Gurkha issue as ammunition to attack the government. Finally, the government was obliged to bestow the right to settle in the UK on pre-1997 Gurkhas. It is not only external security risks, possibly leading to armed conflict, or a conscription system that determine the link between military service and citizenship. I have pointed out that we also pay attention to internal factors such as the domestic political situation, changes in the citizenship concept and citizens' concern about a mass inflow of immigrants.

- 1 序論
 - 1.1 本稿の目的
 - 1.2 先行研究の検討
 - 1.3 本稿の課題
 - 1.4 方法
 - 1.5 本稿の構成
- 2 1997年以前グルカ兵による定住権獲得のいきさつ
 - 2.1 1947年以降の英国陸軍のグルカ兵 雇用政策
 - 2.2 1997年以前グルカ兵の定住権獲得の経過
- 3 政策的背景
 - 3.1 2008-2009 年当時の移民政策
 - 3.2 軍事への影響
 - 3.3 対ネパール・インド関係
- 4 電子版新聞紙上の論争の内容と展開
 - 4.1 グルカ兵の英国に対する貢献と英国 社会の負債

- 4.2 退役グルカ兵の困窮
- 4.3 英国社会の道徳性
- 4.4 移民政策に対する批判
- 4.5 財政的負担についての議論
- 4.6 他の財政支出についての批判
- 4.7 ブラウン首相の指導力に対する批判
- 4.8 政策決定過程についての議論
- 4.9 議論されなかったこと
- 5 対立
 - 5.1 政府とその他の勢力の対立
 - 5.2 党派的対立
 - 5.3 論争の対立関係と左派/右派の分割
- 6 考察
 - 6.1 なぜ 1997 年以前グルカ兵に定住権 が認められたのか
 - 6.2 1997年以前グルカ兵定住権論争の 意義
- 7 結論

1 序論

1.1 本稿の目的

国境を越える人の移動が増大している現在,移民の包摂と排除による社会の再編が世界各地で進行している。このような状況下で注目されているのが,市民権(citizenship)である。本稿は、2000年代後半の西欧社会における軍務と市民権の結びつきについて検討する。具体的には、香港返還(1997年7月)より前に英国陸軍を退役したネパール人兵士・グルカ兵(以下、英国報道に倣って「1997年以前グルカ兵(pre-1997 Gurkhas)」として略述)の英国定住権取得のいきさつとそのことをめぐる論争と対立について記述・分析を行い、以下の二つの問いに答える。なぜ、1997年以前グルカ兵に定住権が認められることとなったのか。この事例は、政府の財政難と移民の流入、欧州統合の進行という状況下にあった2000年代後半の西欧社会における市民権と軍務の結びつきを考える上で、どのような意義をもつものなのか。

なお、本稿で言うグルカ兵とは、外国の軍隊・警察等に雇用されるネパール人兵士 である。

1.2 先行研究の検討

先行研究は、軍務と市民権の関係について、以下のことを明らかにしてきた。なお、 本稿でいう市民権とは、政治組織体の成員資格である。

古代ギリシャ・ローマでは市民権を与える政治組織体は都市国家であったが、近代 以降、主権国家体制が成立すると、主権国家にほぼ限定されるようになった。その結果、市民権と国籍とが融合することとなった(ヒーター 2002: 170)。

西欧の市民権は、単なる帰属にとどまるものではなく、権利・義務を伴う成員資格として論じられる傾向がある。その義務の中でもきわめて重要であると見なされてきたのが、軍務である。西欧では、市民権と軍務には深い関わりがある。古代ギリシャ・ローマの都市国家では軍務に就くことが市民の義務であると考えられていた(Castles and Davidson 2000: 31–32)。その後、傭兵が軍務につくことが一般的な慣行となり、軍務と市民権のつながりは薄弱になった。しかし、近代に至り、市民ないし国民を主たる戦闘員とする常備軍体制が成立すると、古代ギリシャ・ローマ期以来の軍務と結びついた市民権概念が再興されることとなり(Janowitz 1976: 190)、軍務は国

家の市民権の構築にあたりきわめて重要な役割を果たしてきた (Cowen 2008: 16)。 軍務につくことは市民・国民の義務となった $^{1)}$ 。加えて、兵士やその家族には、他の 市民を上回る特典が与えられた $^{2)}$ 。

もっとも、軍務は生命の危険を伴うため、全ての社会・経済階層を通じて人気のある職業であるとはいえない。戦時など大量の兵員を必要とする時期には、一級市民 (多数派民族の男性など)のみでは必要な兵員を充足できないことがある。そこで、軍隊は往々にして、二級市民 (少数民族や女性、移民、自由奴隷、貧者など)や非市民 (外国人兵士など)を雇用したり、民間軍事会社に業務を外注したりしてきた。そして、二級市民や非市民は、軍務につくことと引き換えに、市民権や市民からの尊敬と信頼を獲得し一級市民となってきたのである3)。したがって、二級市民や非市民の一級市民への格上げにより、市民軍がかろうじて維持されてきたといえる。

世界大戦期には総力戦体制が敷かれ、老若男女が戦争に動員され、その見返りとして手厚い福祉体制が構築された。しかし、西欧諸国では1960年代以降、徴兵制が廃止ないし縮小され、大衆軍(mass armies)が、より小人数の職業軍人から成る全志願制の軍隊(all-volunteer professional forces)へと置き換えられていった(Janowitz 1976: 186, 193, 194)。一方で福祉体制は戦後も維持されて、福祉国家が成立した。その結果、市民権概念が軍務から乖離し(Burk 1995: 505, 524; Janowitz 1976: 193)、モスコス(C. Moskos)のいわゆる「福祉の脱軍事化」が進んだ(Cowen 2008: 5)。戦後の福祉国家を支えたのは、市民の社会的権利を重視する社会的市民権の概念であった4)。

さらに、1990年代以降は、軍事技術の資本集約化と冷戦終結に伴い、非熟練兵士に対する需要が縮小し、西欧諸国では徴兵制の縮小や廃止が相次いだ。その結果、軍務と市民権とのつながりが一層弱まったと見なす論調がある。たとえばブウェヌは、徴兵制の廃止が「若年市民の軍務の社会政治的価値についてのレトリックが空虚なものとなったことを白日のもとにさらけ出した」とする(Boëne 2006: 175)。

つまり、これらの軍事研究では、軍務と市民権の結びつきを規定する要因として、対外的な安全保障リスクや兵力需要、徴兵制の有無などを重視してきた。そのため、徴兵制の廃止・縮小が進んだ戦後、特に 1990 年代以降は、軍務と市民権の結びつきが弱化したと見なされてきたのである。

しかしながら、以上の指摘を否定しかねない指摘が、1990年代以降の市民権研究 において出現している。

欧州では、福祉国家の破綻と欧州連合(EU)の結成、移民の増加などに伴い、市 民権についての議論が活発化している。キヴィストとファイストは、議論が、①包摂

(inclusion) と②衰退(erosion), ③撤退(withdrawal), ④拡大(expansion)という四方向に展開しているとする(Kivisto and Faist 2007: 1-6)。そのうち、本論と関係が深いのは「包摂」と「衰退」の議論である。「包摂」とは、性別や出自、社会経済的階層、国籍などの属性により市民権に伴う諸権利を享受することができない人びとを取り込むことである。「衰退」とは、福祉国家の破綻により権利を重視する市民権概念が衰退していることをさす(Kivisto and Faist 2007: 67)。キヴィストとファイストは権利を重視する市民権概念が衰退する一方で、責任や義務を強調する市民権概念が優勢となったとする(Kivisto and Faist 2007: 67)。また、それに伴い、市民権に関連する政策の重点が、福祉(welfare)から勤労福祉制度(workfare)へと、移行しているという(Kivisto and Faist 2007: 67)。社会福祉制度が全ての市民に社会的権利を保障しようとするのに対し、勤労福祉制度は社会福祉の恩恵にあずかる見返りとして社会奉仕を行ったり職業訓練を受けたりすることを義務づける5)。つまり、社会的権利はもはや、すべての市民に無条件で認められるものではなく、勤労を条件としてようやく認められるものとなりつつあるというのである。

さらに、コーウェンは、新自由主義的な財政政策が優勢となっている西欧諸国において、軍務に就くことを条件として福祉の恩恵にあずかる権利を貧者に認めようとする兆しが出ていると指摘する(Cowen 2008: 250–254)。つまり軍務が、市民権/国籍を持つにも関わらず実質的には社会的権利を享受することができない貧者を対象とした軍事的勤労福祉制度(military workfare)となる可能性があるというのである。コーウェンの指摘は、軍務という市民の究極的な義務を果たすことによって、社会的権利が貧者に与えられることを意味するものであり、1990年代以降の軍務と市民権の関係を考える上で注目される指摘である。もっとも、コーウェンは軍務が勤労福祉制度の一角を占める可能性を指摘し書名としてはいるものの、その記述と実証を十分に行っているわけではない。従って現代における軍務と市民権の結びつきについて論ずるには更なる検証が必要である。

1.3 本稿の課題

以上の研究動向を踏まえ、本稿では、市民社会から見て周縁的な存在である外国人兵士に光を当て、冒頭で提起した問いに答える。具体的には、香港返還よりも前に英国陸軍を退役したグルカ兵(1997年以前グルカ兵)の英国定住権獲得をめぐるいきさつと論争について、記述と分析を行う。英国への帰化を申請する際には居住が必要条件の一つとなっているので、定住権の獲得は、英国市民権獲得に向けた大きな一歩

となった。

ここで英国によるグルカ兵雇用の概略を記しておきたい。グルカ兵は、英国・ネ パール戦争(1814-1816)の最中の1815年に旧東インド会社軍に雇用されて以来. 植 民地及び旧植民地の治安維持や海外領土の防衛など、英国の海外権益と国際的影響力 の保持にかかわってきた。特に、インド大反乱(1857-1859)で寝返らなかったこと から、19世紀後半以降、グルカ兵はマーシャル・レイス (martial race: 軍務に適した 種族)の一つとして重用されるようになった6。世界大戦期には、グルカ兵の動員数 はさらに増え、第二次世界大戦期には実に約25万人が派兵され、そのうち7.544名 が死亡、1,541 名が行方不明、23,655 名が負傷した(House of Commons 1989: x)。そ の後、インド・パキスタン分離独立を機に、グルカ兵はインド陸軍と英国陸軍に分割 された。英国陸軍に移籍したグルカ兵の4連隊は、東南アジアに派兵され、ボルネオ 島(カリマンタン島)で、マラヤ非常事態(Malayan Emergency, 1948-1960)におけ る戦闘やブルネイにおける暴動(1962)の鎮圧などに従事した。ボルネオ情勢が安定 すると、1966年に削減が開始され、8.000人体制となり、旅団本部も1970年に香港 に移動した。その後も、グルカ兵はフォークランド紛争(1982)や湾岸戦争(1990-1991) など、英国が関わったほとんどすべての軍事的衝突に派兵された 7 。しかし、 1980 年代後半に東西冷戦が終結し 1997 年に香港が中国に返還されたことで、英国陸 軍の兵員が削減されることとなり、グルカ兵も1996年までに3.500人に削減された。 ではなぜ、退役グルカ兵による定住権獲得を取り上げるのか。それは、冒頭で提起 した問題を考える上で適した題材であると考えるからである。

英国陸軍における軍務と市民権の結びつきは常に強固にして全面的であるとは限らなかった。

英国では長い間、国軍が国益のために合法的暴力を行使する唯一の組織というわけではなかった。最初の常備軍が作られたのは王制復古後の1661年であるが、これは国王の私兵としての性格を残していた。陸軍が国益のために奉仕する組織となったのは、「権利の章典」(1689)により、国王が議会の同意なくして常備軍の募集・維持をすることが不可能となってからのことである(Childs 1994: 66)。しかし、植民地では東インド会社などの会社が軍隊を所有していた8)。さらに、東西冷戦が終結した後は、軍の財政削減の一環として、民間軍事会社に業務を外注するようになった。

また,英国では、国家の政治的目的を達成する手段である軍隊で軍務に就く人々と, 市民(臣民)とが、完全に一致することは一度たりともなかった。

英軍は全志願制をとっていた期間が長く、軍人の出身階級ないし階層はかつて、英

国社会の構成を反映していなかった。士官が富裕な貴族や郷紳などの上層の人々から構成される一方で、兵卒は都市の失業者など貧者から構成されており、軍は中流階級や労働者階級の出身者を欠いていた(Burroughs 1994)。第一次世界大戦中(1916-1919)と第二次世界大戦戦中・戦後の(1939-1960)には、徴兵制が実施され、英国社会のほぼすべての階級が兵士を輩出することとなった。しかし、その後、徴兵制は1960年に廃止され(最後の兵士は1963年まで在籍)、英軍は全志願制に復している。陸軍国立博物館の展示によると(ロンドン、2013年見学)、退役兵士がホームレスになる割合は一般人のそれよりも高く、出身階級ないし階層が低いことがうかがわれる。また、兵士は市民(臣民)に限定されていなかった⁹⁾。英国陸軍は18世紀になっても外国人傭兵を雇用していたし(Thomson 1994: 29)、東インド会社軍が雇用する現地雇いの兵士の中には、植民地の人民のみならず、ネパール人(グルカ兵)も含まれていたのである。そのグルカ兵の雇用は現在に至るまで途切れることなく続いている。東西冷戦後に軍から業務委託を受けるようになった民間軍事会社は、英国市民でない人も雇用している。

軍務についた人に必ず市民権及び諸権利が与えられるとも限らなかった¹⁰⁾。

もちろん、周縁的存在の市民社会への包摂の是非を問うということになると、英国においても軍務は大きな意味をもつ。リンは、ナポレオン戦争期(1893–1815)に、貧者出身兵士の家族が「(援助を受ける)価値のある貧者(deserving poor)」として優先的に福祉の恩恵にあずかり、そこに社会的市民権の発生を見ることができると指摘する(Lin 2000)。前述したように、社会的権利が市民権概念の重要な要素となるのは20世紀、特に第二次世界大戦後とされるが(Castles and Davidson 2000: 110; Marshall 1964 [1949]: 86)、兵士に関する限り、はるかに先んじてその萌芽がみられたということになろう。19世紀半ばには、旧英領インド陸軍の現地人兵士に対しても、福利厚生政策が適用されていた(Mason 1974: 201)。英国市民権の取得が制限されているフィジーやカリブなどの英連邦諸国の出身者であっても、英軍で4年間軍務につけば、英国市民権を申請することができる¹¹⁾。

しかしながら、グルカ兵の場合、すでに19世紀には福利厚生制度が適用されていたものの、2004年になるまで市民権申請はおろか定住権も市民権も認められなかった。それは、グルカ兵の出身国ネパールが曲がりなりにも独立を維持していたことと大きく関係している。特に1923年の英国ネパール友好条約はネパールの独立を認め、グルカ兵の外国人兵士としての地位を決定的なものとした。英国政府は、公式的な英帝国に含まれていた英連邦諸国の出身者と、非公式の英帝国に含まれるにすぎなかっ

たネパールの出身者との間に、分断線を引いていたのである。また、イラクやアフガニスタンで英国陸軍の業務をサポートしてきた民間軍事会社の外国人社員には、今も 定住権や市民権申請資格が与えられていない。

以上見てきたように、英国でも、軍務と市民権の結びつきは重要であるが、それは 決して全面的なものでも確固たるものでもなかった。200年近くも軍務につきながら 長きにわたって市民権及び諸権利が拒否されてきたグルカ兵は、そのことを証する存 在であるといえる。

そのグルカ兵が 2000 年代後半の英国で、200 年近く軍務に就いていたことを理由として定住権を要求し、活発な論争の末、定住権を獲得した。このことは、英国における軍務と市民権の結びつきの歴史を思い起こすならば、検討に値する事例である。もちろん、軍務を理由として、市民権/国籍や定住権を与えてきた例は他にもある。フランス外人部隊などがそうである。しかし、10 年以上も前に退役し中高年に達している外国人に、後年になって与えられるような事例は、決して多くはないと考える。いったい、なぜ、1997 年以前グルカ兵に定住権が認められることとなったのか。この事例は、2000 年代後半の西欧社会における市民権と軍務の結びつきを考える上で、どのような意義をもつものなのか。幸い、この一件では活発な論争が展開し、事の成り行きも逐一報道されたため、分析の材料も十分に得られる120。1997 年以前グルカ兵の定住権獲得を取り上げる次第である。

本稿は、政府の財政難と移民の流入、欧州統合の進行という状況下にある 2000 年 代後半の西欧社会において、軍務と市民権がどのように結びつくのかを検討する上で 有益な材料を提供することになろう。

1.4 方法

本稿は、電子版新聞の報道や論説、筆者自身によるインタビューや参与観察・関係者から入手した非公開の資料、英国政府・英軍が公開する報告書や白書などの公開資料等を参照して得られたデータに基づいて、記述と分析を行う。特に電子版新聞からは定住権獲得のいきさつについての情報を得たほか、公共圏(public sphere)でどのような議論が展開しているのか、その一端を知ることができた¹³⁾。

参照した電子版新聞は、BBCニュースとタイムズ紙、デイリー・テレグラフ、ガーディアン、デイリー・メイル等の各社のものである。これらの電子版新聞では本紙の記事・論説の一部が掲載される。さらに、パソコンやスマートフォンをもちさえすれば、読者は電子版新聞を都合の良い時間に読み、即時に自分の意見を投稿することが

できる14)。このような情報のやりとりの双方向性は公共圏を拡大し、民主的公共圏の 形成を可能にするとして期待されている (たとえば Örnebring and Jönsson 2004; Rosenberry 2005; Schulz 2000; Singer 2006; Sparks 2010)。また、電子版新聞のサイトに は関連記事などのリンクが貼られているため、系統だった知識の獲得とそれにもとづ く世論形成に資するとも指摘されている(Rosenberry 2005: 71)。その一方で、電子版 新聞の読者のコメント欄が、公共空間(public space)における私的感情の増幅を助長 していることや(Loke 2012)、紙媒体の新聞に比して、読者の関心の拡大に学歴差が 大きく影響することなどが (Schoenbach 2005), 指摘されている。そもそも, こういっ た情報のやりとりにはパソコンやスマートフォンを所持しインターネット・リテラ シーを兼ね備えていることが必要となるので、世論を完全に反映しているとは言い難 い。また、これはあらゆるメディアに共通することであるが、ニュースや論説の取捨 選択・編集はメディア各社の方針に従って行われる。したがって世論をそのまま反映 しているとは限らない。しかし、このような限界ないし弱点はあるにしても、電子版 新聞には情報源として一定の価値があると考え、活用することとしたい。なお、本稿 で参照した電子版新聞の名称はそれぞれBBC News と Times Online, Telegraph, guardian.co.uk, guardian.co.uk/The Observer, MailOnline である。

本稿が参照した電子版新聞の元となる紙媒体の新聞の性格づけについて、簡単に述べる。タイムズ紙とデイリー・テレグラフ紙は保守中道の高級紙で、ガーディアン紙が中道左派の高級紙、デイリー・メイル紙は保守派のタブロイド紙である¹⁵⁾。BBCニュースは英国の公共放送局である英国放送協会(British Broadcasting Corporation)がインターネット上で公開しているニュース・サイトであり、紙媒体の新聞は刊行されていない。参照した時期は主に、論争が集中する 2008 年 10 月から 2009 年 5 月までであった。本稿で引用した記事を執筆した記者やコメンテイターの所属については、表「署名記事及び論説の執筆者のプロフィールと論調」を参照されたい。

1.5 本稿の構成

本稿の目的を達成するために、本章に続く第二章ではまず、1997年以前グルカ兵が定住権を獲得するに至った経緯について記述する。第三章では、定住権の認否にかかわると考えられる政策的要因、すなわち英国の移民政策や軍事政策、対インド・ネパール関係について概観し、英国政府にとって1997年以前グルカ兵への定住権の授与に政策的必然性があったかどうかを検討する。第四章では、論争の内容と展開について記述する。第五章では、1997年以前グルカ兵定住権論争における対立関係につ

いて示す。第六章では、それまでの記述にもとづき、なぜ、1997年以前グルカ兵に 定住権が認められることになったのか、考察する。そして、この事例が2000年代後 半の西欧社会における軍務と市民権の結びつきを考える上でどのような意義を持つの かについて考える。

2 1997年以前グルカ兵による定住権獲得のいきさつ

2.1 1947年以降の英国陸軍のグルカ兵雇用政策

前述したように、1947年のインド・パキスタンの分離独立を機に、グルカ兵の一部は旧英領インド陸軍から英国陸軍に移籍し、その正規兵となった。しかし、その一方で、1990年代中葉に至るまでの間、英国陸軍はグルカ兵と出身国ネパールとの社会的・文化的・経済的紐帯を維持する雇用政策を実施していた¹⁶⁾。家族同伴勤務が制限されていたので、大半のグルカ兵が家族をネパールに残して単身赴任で勤務していた。グルカ兵は2年6ヶ月ごとに、5ヶ月間の長期休暇を与えられ、ネパールに戻った。グルカ兵の給与と恩給はインド陸軍の俸給表に従って支払われていたために、英国人将兵のそれよりもかなり低額であった¹⁷⁾。グルカ兵の家族生活の基盤が物価の安いネパールにあるから、給与・恩給は低くてさしつかえないというのが英国側の言い分であった。退役する際には、英国市民権はもちろんのこと、定住権や労働許可すらも与えられなかった。

このような雇用政策が一変するのが、1990年代半ばである。1980年代後半の東欧革命と東西冷戦の終結、香港返還(1997年)を受け、軍の財政支出を削減すべきだとする圧力が強まった。英軍は人員削減や業務の外注化を進め、グルカ兵も約8,000人から約3,500人へと削減された。英国陸軍は士気の低下を防ぐために雇用条件を見直し、グルカ兵の待遇を英兵のそれと同等なものへと段階的に変えていった¹⁸⁾。まず、香港返還に伴い、グルカ旅団本部が香港から英国へと移動した。次に、グルカ兵の給与に海外赴任手当てが加算され、グルカ兵が英国人士官と同額の手取り給与を得ることが可能となった¹⁹⁾。1995年にはグルカ兵士官の階級が英国人士官と同格になった。最終的には、グルカ兵が英国人将兵と同等の待遇を選択できることとなり(Land Forces Secretariat 2006)、2007年3月にそのことが正式に発表された²⁰⁾。

当初, 雇用政策の変更の主眼は待遇の平等化にあったが, 1991 年に結成されたグルカ陸軍退役軍人機構 (Gurkha Army Ex-servicemen's Organisation, GAESO) の運動の

結果、それは英国社会自体へのグルカ兵の包摂へと展開していった²¹⁾。グルカ退役軍人機構は恩給の平等化を求め、ネパールでの国際セミナーや国連人権委員会での発表、英国での訴訟活動などを行った。グルカ退役軍人機構の活動は英国でも報道され、グルカ兵の待遇についての英国人の関心は次第に高まっていった。特にトニー・ブレア(Tony Blair)首相(当時)夫人であるシェリー・ブース法廷弁護士(Barrister)・王室顧問弁護士(Queen's Counsel)がグルカ兵側の弁護団に加わったことは注目を集めた(The Sunday Times: 19 May 2002)。グルカ退役軍人機構の活動に促されて、グルカ旅団はまず、グルカ兵に対する家族同伴勤務の制限を緩和し、全ての階級のグルカ兵が、家族とともに駐屯地に常時住むことを認めた²²⁾。2003年には、退役グルカ兵の英国定住を特例として認めるべく、移民法の再検討が始まった。2004年には、退役グルカ兵の英国における就労が認められた。同 2004年にはさらに、4年間勤務し香港返還日(1997年7月1日)以降に退役した(する)グルカ兵が、2007年より英国に定住する権利(the right of settlement)を取得できることが発表された。それ以来、6,000人以上の退役グルカ兵と家族が英国に移住した(Telegraph: 17 March 2009)。

2.2 1997 年以前グルカ兵の定住権獲得の経過

しかし、1997年以前グルカ兵はというと、無条件での定住は認められなかった(*BBC News*: 26 April 2009)。 旅団本部が香港にあったから英国本土に生活や勤務の拠点がなく、 英国とのつながりが十分に強いとはいえないということが、 その理由であった。

そこで、2003 年に結成された退役グルカ兵団体、英国グルカ福祉協会(British Gurkha Welfare Society, BGWS)は、1997 年以前グルカ兵の定住権を求めて運動を展開した。英国グルカ福祉協会は、国防省・内務省の担当者や野党「影の内閣」の国防相などに対して陳情ないし要求を行った(British Gurkha Welfare Society n.d.)。その主張は、グルカ兵を英連邦諸国出身の兵士と平等に扱い、一定の期間軍務についていたすべてのグルカ兵に定住権を認めてほしいということであった 23)。しかし、生存する1997 年以前グルカ兵約 3 万 6,000 人のうち 2,000 人以上の退役グルカ兵が定住申請をしたものの、却下されたという(*Times Online*: 25 April 2009)。そこで退役グルカ兵側は戦術を変え、「グルカ兵正義キャンペーン(Gurkha Justice Campaign)」と銘打った運動を展開し、いくつかの訴訟を起こした。

「グルカ兵正義キャンペーン」において、退役グルカ兵らを支援したのが、野党(当時) 自由民主党 (Liberal Democrats) と女優のジョアナ・ラムリー (Joanna Lumley) であった²⁴⁾。

表 署名記事及び論説の執筆者のプロフィールと論調

氏名	現在の所属	職名	記事・論説の論調
Bell, Thomas	The Daily Telegraph	不明	グルカ兵支持であるが、政府
,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		を支持する意見も紹介
Blears, Hazel	労働党、ブラウン	コミュニティ・地方自治相	政府に批判的
	内閣	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	
Bramall, Edwin,	1 1 1 1 1 1	英国陸軍,元陸軍元帥。男爵	政府支持
(Baron Bramall)			
Campbell, Menzies	自由民主党	庶民院議員,前党首	政府に批判的
Clegg, Nick	自由民主党	庶民院議員,党首	グルカ兵を支持
Cockcroft, Lucy	The Daily Telegraph	記者 (general news reporter)	グルカ兵に同情的
Ellen, Barbara	フリーランス	The Observer & Observer Magazine O	グルカ兵を支持するメディア
		コラムニスト	と世論に対して批判的
Evans, Michael	The Times	防衛問題担当編集者(defence editor)	グルカ兵を支持
Fletcher, Hannah	The Times	不明	グルカ兵に同情的
Ford, Richard	The Times	国内問題担当通信員 (Home Affairs	
		Correspondent)	カ兵側に好意的
Gammel, Caroline	The Daily Telegraph	不明	事実を報道しているが、グル
			カ兵側に好意的
Gibb. Frances	The Times	司法担当編集者(legal editor)	グルカ兵に同情的
Gillan, Audrey	フリーランス	ジャーナリスト、劇作家。イラク占	
Ginan, Fractor		領時に従軍した際の執筆記事により	カ兵側に好意的
			7 大関に対応的
II.1 T.1	The Observer	外国特派員に与えられる賞を受賞	明放っトラ芒和地組え却労
Helm, Toby	The Observer	政治担当編集者(political editor)	閣僚による首相批判を報道。
		== .to /	グルカ兵については中立的
Hickley, Matthew	Daily Mail	記者 (reporter)	グルカ兵を支持
Hines, Nico	The Times	不明	グルカ兵に同情的
Hinsliff, Gaby	フリーランス	The Observer の前の政治担当編集者	閣僚による首相批判について
		(political editor)	報道。グルカ兵については中
			立的
Hoggart, Simon	フリーランス	ジャーナリスト, テレビ・キャスター	ジョアナ・ラムリーを称賛
		(broadcaster)。政治についての概略	
		説明などを執筆	
Hunt-Davis, Anita,	不明	元グルカ旅団指揮官であるハント-	政府支持
(Lady Hant-Davis)		デイヴィス元准将(Sir Miles Hunt-	
		Davis)の夫人	
Irvine, Chris	The Daily Telegraph	不明	グルカ兵に同情的
Jackson, Marie	BBC News	不明	グルカ兵に同情的
Jenkins, Simon	フリーランス	ジャーナリスト。イブニング・スタ	政府支持。後にグルカ兵に屈
		ンダード紙やザ・タイムズ紙の編集	した政府を批判
		者を歴任。フォークランド諸島をア	
		ルゼンチンに渡すべきであると論じ、	
		波紋を呼ぶ。職業的悲観主義者	
Vielnus Io	The Daily T-1 1	(professional miserabilist) との人物評政治担当特派員 (political correspondent)	中立的
Kirkup, James	The Daily Telegraph	図行担当特派員(political correspondent) The Spectator 紙の元編集者	中立的 政府支持
Lumley Joanna	フリーランスフリーランス	The Speciator 私の几輛来有 女優	グルカ兵を支持
Lumley, Joanna	フリーフィム	久 汉	ノルル共で又付

上杉 移民の軍務と市民権

Macintyre, Ben	フリーランス	作家, 歴史家, The Times のコラムニ	グルカ兵に同情的
		スト	
MacShane, Denis	労働党	Rotherham 選出の国会議員,欧州議	グルカ兵を支持する保守党に
		会の英国代表	対して批判的
McVeigh, Tracy	The Observer	部長,記者(chief reporter)	ジョアナ・ラムリーを称賛
Meikle, James	The Guardian	特派員(special correspondent)	グルカ兵支持
Naughton, Philippe	The Times	部長、オンライン記者 (chief online	事実を報道しているが、グル
		reporter)	カ兵側に好意的
Pierce, Andrew	The Daily Telegraph	不明	中立的
de Quetteville, Harry	The Daily Telegraph	ベルリン特派員	グルカ兵支持
Randall, Jeff	フリーランス	ジャーナリスト。テレビ・キャス	政府に批判的
		ター。BBC News の元ビジネス担当	
		編 集 者 (business editor)。The Daily	
		Telegraph のコラムニスト	
Rawnsley, Andrew	The Observer	政治担当編集長(chief political editor)	政府に批判的
Salter, Jessica	The Daily Telegraph	不明	事実を報道しているが、グル
			カ兵側に好意的
Stratton, Allegra	The Guardian	政治担当特派員(political correspondent)	閣僚による首相批判について
			報道。グルカ兵については中
			立的
Whitehead, Tom	The Daily Telegraph	国内担当編集者(home affairs editor)	中立的
Warman, Matt	The Daily Telegraph	不明	ジョアナ・ラムリーに好意的
Woods, Vicki	フリーランス	新聞・雑誌に執筆	グルカ兵を支持

2004年の自由民主党大会には、英国グルカ福祉協会会長が出席し、市民権を与えてほしいと訴えた。この場面の映像を録画した DVD ディスクは英国グルカ福祉協会により大量に作製され、各方面に配布された。チャールズ・ケネディ自由民主党党首(当時)(Charles Peter Kennedy) は、1997年以前グルカ兵の定住権獲得に向けた運動を支援すると約束した(BBC News: 21 September 2004)。また、2008年3月には退役グルカ兵が英国政府に抗議して勲章を返すという行動に出たが、その際には、クレッグ自由民主党党首が勲章を預かりゴードン・ブラウン首相(当時)に手渡すと約束した(Times Online: 19 March 2008)。貴族院でも、自由民主党の国防問題スポークスマンであるリー・オブ・トラフォード男爵ジョン R. L. リー(John R. L. Lee, Baron Lee of Trafford)が1997年以前グルカ兵の定住権獲得を支援する運動を始めた(Times Online: 19 March 2008)。

ラムリーがグルカ兵に対する支持を表明したのは、2007年8月にヴィクトリア十字勲章受賞者のトゥル・バハードゥル・プンが英国定住を求めて訴訟を起こしてからのことである。彼女の父は旧第六エリザベス女王グルカ連隊(6th Queen Elizabeth's Own Gurkha Rifles)の士官であり、ビルマで日本軍と交戦した時にプンの勇敢な行動

に救われたという(MailOnline: 1 June 2007)。1946 年生まれのラムリーは,1969 年に封切られた映画「女王陛下の 007(On Her Majesty's Secret Service)」(1969 年)にボンド・ガールの一人として出演したほか,1993 年にテレビ放映され大人気を博したコメディー「全くもってすばらしい(Absolutely Fabulous)」で飲んだくれで好色のファッション業界関係者を演じたことでも知られる女優である。著名な女優が支持を表明し運動に加わったことで,運動自体の知名度が上がった。マスメディアはこの問題を大きく扱い,時にはグルカ兵関係の記事ないし論説が一つの電子版新聞に一日に5本も配信されることがあった。また,記事に対して 100 通を越える投書が集まることもあった 25)。

2008 年 9 月には、6 名の 1997 年以前グルカ兵(うち 1 名は寡婦)が定住権を求めて起こした試訴(test case)に対して、高等法院の判決が下った²⁶⁾。高等法院は、1997 年以前グルカ兵の定住を認めない内務省の政策は非合法的であるとして、入国審査官(Entry Clearance Officers)がこれまでとは異なる決定を下すことができるように、内務省は政策を再検討しなければならないとする判断を示した(BBC News: 24 April 2009; Times Online: 30 September 2008, 7 October 2008)。判決の当日には、高等法院の前に数百人もの人がつめかけ(Times Online: 5 October 2008),一般大衆の関心の高さがうかがわれた。高等法院の判決が下った翌日、ラムリーが仕事のために地下鉄ディストリクト線に乗ると、全ての乗客が「よくやったね、ジョアナ」と話しかけてきたので、彼女は人びとが自分たちの味方だと感じたという(Times Online: 5 October 2008)。

ラムリーはさらに、グルカ兵の定住に賛成する 13 万人分の署名を集め、英国グルカ福祉協会会員とともに、2008 年 11 月に官邸に届けた(*Telegraph*: 20 November 2008)。

政府は高等法院の判決の直後に、2008年末までには規則を改訂すると約束していたが、その約束は果たされなかった(Telegraph: 17 March 2009)。そこで、2009年1月に退役グルカ兵らは高等法院の判決の実施を求めて裁判所に訴え、政府は4月24日までに新しい規則をつくると再度約束させられた(Telegraph: 21 May 2009c)。

2009年4月になり、政府は約束通り、新たな規則とその代替案を提示した。新たな規則は、1997年以前グルカ兵が以下の五つの要件のうちどれか一つを満たすのであれば定住を認めるというものであった(BBC News: 24 April 2009)。

- ①現役時もしくは退役後に英国に3年間連続して居住していること
- ②英国に近親が居住していること

- ③三等級以上の勲章を受勲していること
- ④グルカ旅団において20年以上軍務にあったこと
- ⑤軍務により発症ないし悪化した慢性的ないし長期間にわたる疾患 (medical condition) をわずらっていること

同時に提示された代替案は、以下の三つの要件のうち二つを満たせば定住を認めるというものである(BBC News: 24 April 2009)。

- ①英国国防省から障害年金を受けているが、慢性疾患を患っていないこと
- ②殊勲報告書に勲功者として氏名が掲載されていること
- ③10年間軍務についていたか、現役時に従軍記章を得ていること

しかし、ラムリーも指摘するように、新規則か代替案により定住を認められるであろうグルカ兵はきわめて狭く限定されるため、退役グルカ兵側は強く反発した(*BBC News*: 24 April 2009; *Telegraph*: 21 May 2009c; *Times Online*: 25 April 2009)。

2009 年 4 月 29 日には全てのグルカ兵に市民権を与えるべきだとする動議が自由民主党により庶民院に提出され、野党保守党が賛成、与党労働党からも造反者 28 名を得て可決された。 賛成者は 267 名、反対は 246 名であった (BBC News: 29 April 2009c)²⁷⁾。その上、70 名以上の与党労働党議員が棄権した (BBC News: 6 May 2009)。与党労働党議員の中には、賛成票を投じるために大臣補佐官を辞任したものもあった (Telegraph: 30 April 2009a)。この投票結果には法的拘束力がないものの、政府に大きな打撃を与えた。

しかし、政府とグルカ兵側の攻防はその後も続いた。5月5日にラムリーが大臣たちの対応が遅いと批判し、王族の一人から運動を支持する旨の書簡を受け取ったことを明らかにした(Telegraph: 5 May 2009a; 21 May 2009c)。ラムリー自身は王族が誰であるのかを明かさなかったが、チャールズ皇太子の妻であるコーンウォール公爵夫人ではないかとする推測が流れた(Telegraph: 5 May 2009b)。というのも、コーンウォール公爵夫人はラムリーと親交があるからである(Telegraph: 5 May 2009b)。また、チャールズ皇太子もグルカ連隊の名誉大佐であり、アフガニスタンに派兵されているグルカ兵の家族を訪問するなど、グルカ兵との縁が深い(Telegraph: 31 October 2008; 5 May 2009b)。さらに、皇太子の次男であるヘンリー王子は士官としてアフガニスタンに派兵され、グルカ兵とともにターリバーンと戦い、アフガニスタンを去る際にはグルカ兵の象徴であるククリ刀が献上された(Telegraph: 31 October 2008)²⁸⁾。王族が政治的な論争について意見を表明したことについて、デイリー・テレグラフ紙は「きわめて異常なる政治への介入」(Telegraph: 5 May 2009b) であると指摘したが、それ

以上の批判はしなかった。

5月6日にラムリーは首相と官邸にて会見し、「首相を信頼している」と語った(Telegraph: 21 May 2009c)。しかし、5月7日に、5名の退役グルカ兵に対して定住を認めないとする書状が移民担当官より送られていたことが発覚し、退役グルカ兵と支持者たちは激怒した(Telegraph: 21 May 2009c)。同じ日にラムリーはBBCウェストミンスター支局でフィル・ウラス国境管理・移民担当大臣(Phil Woolas)を待ち伏せし、この問題についてグルカ側と話し合いをすることを約束させ、その後、臨時の記者会見を実施した(BBC News: 7 May 2009; Telegraph: 21 May 2009c; guardian.co.uk: 21 May 2009b)。5月19日には、庶民院の内務特別委員会において、退役グルカ兵の代表者と国防大臣、内務大臣との間で会談が持たれた(Telegraph: 21 May 2009c)。5月21日にはジャッキー・スミス内務相(Jacqui Smith)が4年以上勤務した全ての退役グルカ兵に定住を認めると発表し、ようやくこの問題は決着した(guardian.co.uk: 21 May 2009b)。その際、スミス内務相は、この動きが軍務の「独特の性質を認知するものであり、政府の広範な移民政策とも両立し得る」と述べた(guardian.co.uk: 21 May 2009a)。ウラス国境管理・移民担当大臣も7月中旬までに入国管理規則を再改訂すると発表した(Telegraph: 21 May 2009c)。

定住が認められた 1997 年以前グルカ兵は、配偶者と 18 才以下の子どもを連れてくることもできる (*Times Online*: 22 May 2009a)。英国では 5 年間合法的に居住すると市民権が申請できるので、1997 年以前グルカ兵にも英国市民になる道が開けたことになる 29)。

3 政策的背景

国境の管理は諸国家の間で合意されている主権国家の権利である(サッセン 1999 [1996]: 129)。したがって、英国政府から見て 1997 年以前グルカ兵に定住権を賦与する政策的な必然性があったのかどうかについて確認しておく必要があろう。そこで、官邸や官僚の判断に影響を与えていたとみられる移民政策と軍事政策について検討する³⁰⁾。さらに、グルカ兵雇用について定めた三国間協定(TPA)の他の締結国であるネパール及びインドがどのような意向を示したのかについて述べる。

3.1 2008-2009 年当時の移民政策

労働党ブラウン内閣は全般的な移民・市民権政策の枠組みの中で処理することにより、1997年以前グルカ兵の定住を拒否する合法的な根拠を得ようとしていた。内務省の白書(Home Office 2002)から判断すると、2008–2009年当時の英国の移民政策の骨子は以下の通りであった。

- ① EU (European Union, 欧州連合) の移民政策に沿った移民・難民・政治亡命者 の受け入れ
- ②英国社会に対する将来的貢献の有無を重視した移民の選抜
- ③英国社会への移民の統合の促進
- ④英連邦諸国出身者の優遇

移民政策についてもう少し詳しく見る。

英国は1990年代以降,EUによる地域統合の進展と国際人権レジームへの参加に伴い,EU諸国やその他の諸国から多くの移民・難民・政治亡命者の入国と定住を認めるようになった。特に、1997年以前グルカ兵が話題となる2008年の過去5年間には、未曾有の移民等の受入を実施し、イングランドはヨーロッパで最も人口密度の高い「国(country)」となったという(Telegraph: 16 September 2008a, 16 September 2008b)。その結果、移民等の増加が治安を悪化させ、社会福祉の財政負担が増加するのではないかという不安も蓄積されることとなった。移民二世の青年によりロンドンで引き起こされた同時多発テロ(2005)は、その不安を増幅するものであった。そこで、英国政府は、移民の英国社会への統合に重点を置いた政策を矢継ぎ早に整備した。市民権講習や市民権試験、市民権授与式などの導入などがそうである。また、国力の発展に資する移民を選抜するポイント制度(points-based system)も、2006年に導入されている(Home Office 2006a)。

以上の移民政策に沿ってグルカ兵の定住の可否を検討してみるならば、前述の①と ④については、グルカ兵の出身国ネパールは EU 加盟国でも英連邦諸国でもない。また、出身国ネパールにおけるマオイストと政府との間の内戦も 2006 年には終了していたので、難民・政治亡命者として認定される可能性は低い。②については、1997年以前グルカ兵は、英国経済において需要の多い専門的技能・資格(医療関係の技能・資格など)をもつ人は少ない。しかも中高年以上の年齢であるため、英国に対する今

後の貢献度は低く、むしろ将来の社会福祉にとって負担となる可能性をもった存在であるといえる。肯定的な材料であるといえるのは、③の英国社会への統合が問題視されないことぐらいである。

したがって、2008-2009 年当時の既存の移民政策の観点から判断すると、英国政府 には1997 年以前グルカ兵の定住を認めなければならない必然性はなかった。

3.2 軍事への影響

この問題を論じる上で無視できない軍事的要因がある。それは退役グルカ兵の処遇が現役兵士の士気や兵員の充足に与える影響である。

グルカ兵は陸軍の歩兵の8パーセントを占めていたので(Telegraph: 21 May 2009b), 当然のことながら, 1997年以前グルカ兵定住権論争が兵員の充足と兵士の士気に及ぼす影響が検討されねばならない。しかし, 英国・国防省は, 1997年以前グルカ兵に英国定住権を認めなくとも, 質の高い人員の徴募や現役兵士の士気の維持にさして支障は生じないと判断していたと考えられる。

というのも、すでに指摘されているように、今日の軍事技術は資本集約的であり (Boëne 2006: 175)、大量の歩兵や非熟練兵士を必要としないからである。英軍は当時、軍事予算を圧縮しつつ多様化した脅威に対抗するために、ミサイルのセンサーから意思決定者、武器システムにまでいたる情報システムの統合と、多様な専門的業務をこなすことのできる人員を少数雇用する少数精鋭化とを、進めようとしていた (Ministry of Defence 2004: 5, 8, 11–12)。つまり、グルカ兵の大半が伝統的に従事してきたような純然たる歩兵業務に対する需要は減りつつあるといえよう。もちろん、今日ではグルカ兵は歩兵のみならず、通信や兵站、輸送などの業務にも従事している。しかし、資本集約的な軍事技術は英語の高い運用能力を必要としており、この点でも、ネパール育ちのグルカ兵は不利である。

次に、徴募の状況を見てみると、英国のアフガニスタンにおける軍事行動(2001年より。2013年7月現在も継続中)では、2009年5月9日までに157人が戦死していたが、2008年のリーマン・ブラザーズの破綻等により深刻化した世界的不況のためなのか、英国における軍の志願者はむしろ増加していた(BBC News: 9 May 2009a)。また、1997年以来、英軍はカリブ海諸国出身者やフィジー人をはじめとする非白人・英連邦諸国出身者にまで徴募対象を広げていた 31)。ネパールにおけるグルカ兵の徴募の状況はというと、英国陸軍は人気のある就職口であり、募集倍率は80倍近くに達し、「買い手市場」の様相を呈していた 32)。つまり、英国陸軍は必要な兵士をよりた

やすく獲得できる状況下にあったのである。

したがって、1997年以前グルカ兵の定住を拒否したとしても、兵員の充足と士気の維持に支障を来す可能性は低かった。需要供給に基づく力関係という観点から判断すると、明らかに、英国政府は1997年以前グルカ兵に対して優位に立っていた。したがって、英国政府は1997年以前グルカ兵に定住権を認めなければならない軍事上の必然性はないと判断していたと考えられる。

英国政府が気にかけていたのはむしろ、国防省の財政負担が増加することであった。政府は、1997年以前グルカ兵の定住権を認めることが、英国人並みの恩給の支払へとつながり、アフガニスタンやイラクにおける軍事行動のために余裕のない国防予算をさらに圧迫すると主張した。退役グルカ兵が居住するネパールの物価水準が低いことを理由として恩給の金額を低額に抑えてきただけに、英国定住を認めるとなると英兵並みの恩給を支払わなければならなくなる可能性があるというのである(Telegraph: 1 May 2009a)。ブラウン首相は、全ての退役グルカ兵に定住を認めると14億ポンドの出費となると主張した(Telegraph: 30 April 2009a。別の記事では数十億ポンドであるとしている。BBC News: 29 April 2009b)。ジョーンズ退役軍人担当大臣(Kevan David Jones, Minister for Veterans)も、財政負担の増加のためにグルカ兵の連隊はなくなるかもしれないと警告した(guardian.co.uk: 6 May 2009)。そのため、国境管理・移民担当大臣が軟化した後も、官邸と国防省は最後まで、中庸な妥協策を出すことを拒んだのであった(guardian.co.uk/The observer: 3 May 2009a)。

3.3 対ネパール・インド関係

最後にグルカ兵を送り出すネパール、そして三国間協定のもう一方のパートナーで あるインドとの関係について検討する。

英国政府は、ネパール政府が年代をさかのぼって退役グルカ兵の定住を認めることについて「懸念をもっている」から、香港返還を区切りとしたのだと主張し、ネパールに対する配慮を見せた(*Telegraph*: 20 November 2008)。

しかし、ネパール政府の意向あるいは介入が報じられることは、管見する限り、それ以外にはなかった。そもそも、内戦の激化と和平、王制の廃止、新憲法制定に向けた制憲議会選挙というめまぐるしい政治変動の中で、英国陸軍の雇用政策に介入する余裕は、ネパール政府にはなかった³³⁾。

また、三国間協定の第三の締結国であるインドは、1997年以前グルカ兵の定住権をめぐる問題は英国とネパールの間の問題であるとして、介入を避けた(Land Forces

Secretariat 2006: 2–3, eKantipur.com: 4 April 2007) o

したがって、英国政府には両国との関係を配慮して 1997 年以前グルカ兵の定住を 認めなければならない政策的必然性はなかった。

4 電子版新聞紙上の論争の内容と展開

そこで、本章では、電子版新聞紙上における議論の内容と経過を取り上げ、定住権 が認められるにいたった要因を探っていく。

4.1 グルカ兵の英国に対する貢献と英国社会の負債

もっとも熱心に論じられたのが、グルカ兵の英国に対する貢献と忠誠心、そして英国社会がグルカ兵に対して負う恩義であった。

グルカ兵の貢献の証として言及されたのが、二つの世界大戦におけるグルカ兵の死傷者数と最上級のヴィクトリア十字勲章の数である。20万人を超えるグルカ兵が二つの世界大戦にそれぞれ派兵され、4万5,000人が命を落としたことや(BBC News: 24 April 2009)、ヴィクトリア十字勲章を受章したグルカ兵が13名に上ることが報じられた(Telegraph: 23 April 2009)。コラムニストのウッズ(V. Woods)は、フランスが外国人兵士に市民権を授与していることを引合いに出して、「フランス外人部隊の兵士は『血のほとばしりによるフランス人(français par le sang verse)』だ一グルカ兵も同じ感情に値するのではないか」という(Telegraph: 1 May 2009c)。

英国に対する忠誠心も強調された。たとえば、フォークランド紛争の際に軍医として派遣され、負傷したグルカ兵の外科手術を監督した R. ジョリーは、「グルカ兵は女王を敬愛し、女王のために戦い死ぬであろうし、実際そうしている。グルカ兵とともに戦った人びとは彼らのことを尊敬し、英国国民も同様に彼らの仕事ぶりに対して尊敬の念を感じている」と語った(Telegraph: 30 April 2009b)。グルカ旅団の元少佐でありグルカ博物館で学芸員を務めるデイヴィーズ(G. Davies)は、「グルカ兵は英国人の心の中で特別な場所を占めている。彼らは王国に仕える忠誠心強い兵士の原型なのだ」と分析した(Telegraph: 30 April 2009b)。コメンテイターのランドル(J. Randall)はエリザベス女王の母である皇太后の葬儀を取り上げ、この葬儀が労働党の「かっこいいブリタニア(Cool Britannia)」に挑む伝統的な英国人らしさを示す儀式であったという。その際、忘れ難い悲嘆の感情をこめてバグパイプを吹き鳴らし、かつ、喪にも服したグルカ兵は、英国人と歴史を共有し、英国国民の織物の中に織り

込まれているとランドルは主張した(*Telegraph*: 30 April 2009c)。グルカ兵はニュー・レイバー(New Labour,「新しい労働党」)の「下衆野郎共」(scab)よりも我々の国を愛しているとする投書もあった(*Telegraph*: 28 July 2009)。

電子版新聞において報じられた退役グルカ兵の発言や行動も、英国に対する貢献と忠誠心を訴えるものが多かった。たとえば、2008月3月19日に、退役グルカ兵たちが政府に抗議してヴィクトリア十字勲章を返したのも、それを示す行動であった。その際、一人の退役グルカ兵は「我々は死を賭してこの国のために戦った。我々の権利と尊厳のためにも死を賭して戦う」と語り、その覚悟の程を示した(Times Online: 20 March 2008)。また、フォークランド紛争で重傷を負った退役グルカ兵は「私は英国のために戦い、血を流し、英国に駐屯しているときには所得税を払った。私は英国の病院で輸血を受けた。だから私の血管にはまさに英国人の血が流れている」と語り、英国との絆の強さを強調した(Times Online: 1 October 2008b)。グルカ陸軍退役軍人機構(GAESO)の会長として恩給の平等化を求め、英国政府を批判する先鋒に立ってきたパダム・バハードゥル・グルンでさえ、「心の中に英国国旗が翻っていることを表すために」胸にユニオン・ジャックの旗のピンバッジを付けていた(Times Online: 20 March 2008)。2009年3月19日に議事堂の前に集結したグルカ兵を取材したタイムズ紙の記者は、「かれらの心は確かに英国人のそれであり、彼らの運動とは法的にも英国人になるためのものなのだ」と書いた(Times Online: 20 March 2008)。

そして、英国がグルカ兵に借りがあると論じられた。入国管理規則の改定を促す判決を下したブレイク判事は、判決の中で、グルカ兵の長い軍務の歴史ときわめて勇敢な行為、忠誠心に対して、英国人は「名誉の道徳的負債」と感謝の気持ちを感じていると述べた(BBC News: 24 April 2009)。この判決の後で、多くの人が「(英国の)道徳的義務」や「負債」について言及するようになった(たとえば自由民主党の議員。BBC News: 6 May 2009)。また、女王グルカ工兵隊が駐屯するメイドストンの町立博物館の屋外に、町民の1万5千ポンドの寄付によりグルカ兵の彫像が建てられた際には、このプロジェクトの発案者である町議会議員が除幕式で、「メイドストンのグルカ兵たちには、我々が彼らと彼らの家族を歓迎していて、(この彫像が)友情の証なのだということを知ってほしい。彫像はメイドストンに残り、我々がこのユニークな戦士たちに対して感謝の負債(owe of gratitude)を抱えていることと、賞賛の気持ちを持っていることとを、ずっと思い起こさせるものとなろう」と述べた(Telegraph: 2 October 2008)。

では、英国は、グルカ兵に対する恩義の負債をいかに返済するべきなのか。クレッ

グ自由民主党党首は、英国のために死ぬ覚悟のある人びとは誰であれ、定住が認められてしかるべきだと主張した(BBC News: 26 March 2009)。キャメロン保守党党首も「議会は、わが国のために戦う人びとが定住権を認められるべきであるという基本的前提をきわめて明確に示した。... 我々は、移民制度を損なわないようにしつつ、グルカ兵の要求に応えることができるし、すべきであるということの道筋をつけた」と語った(BBC News: 29 April 2009d)。

それに対して、政府の政策を支持するコラムニストのジェンキンズ (S. Jenkins) は、 英国人でも英連邦諸国市民でもないグルカ兵は、金目当ての兵士であり、出身国で働 くよりもずっと良い賃金を得ているのであるから、特別な道徳的資格(moral standing) をもつわけではないと反論した (guardian.co.uk: 21 May 2009d)。また, ジャーナリストのローソン(D. Lawson)はグルカ旅団の元・元帥ブラモル卿の発言 を引用し、政府を支持する。以下はその発言の要旨である。「グルカ兵は優れた兵士 であるが、安く済むから雇っているのである。老齢のグルカ兵のための人権運動は後 続世代の金のガチョウを殺すことになりかねない。全部、国防省の予算から出ている のだから。グルカ兵はもっとも素晴らしく、かつ、良い意味で傭兵だ。フォークラン ドでは確かに敬服すべき戦いぶりだったし、これからもそうであろう。しかし、誰ひ とりとしてフォークランドを英国の領土として保持するという理念に動機づけられて いたとは思えない」(Times Online: 3 May 2009)。このことばは、英国のために死を賭 して戦ったとしてもそれは愛国心によるものではないということを示唆し、外国人兵 士の軍務と愛国心、定住権を結び付けようとする論理に冷水を浴びせかけるものであ るといえる。さらにローソンは、「シーッ、ラムリーさん、グルカたちだって取り決 めを知っていただろ」(Hush, Miss Lumley, the Gurkhas Knew the Deal)」と題するコメ ントの中で、グルカ兵も英国市民権がとれないことは了解済みで入隊したではないか と指摘した (Times Online: 3 May 2009)。

以上述べたように、多くの人びとが、グルカ兵の英国に対する貢献と忠誠心を強調 し、英国がグルカ兵に大きな道徳的負債があると主張し、全てのグルカ兵に定住権を 与えるべきだと論じた。それに対して、政府を支持する人々は、グルカ兵は自身の経 済的利得のために軍務についたのだから、英国は恩義など負っていないと主張した。

4.2 退役グルカ兵の困窮

退役グルカ兵が困窮しているのかどうかについても議論があった。

デイリー・テレグラフ紙などは、ネパールに住み、貧困と病にあえぐ老グルカ兵の姿を繰り返し報道し、人びとの同情と義憤を掻きたてた。たとえば、500 ポンドの査証代が払えないために渡英して治療を受けることができず、病床に伏すグルカ兵の姿が写真入で報じられた(Telegraph: 1 September 2008)。また、第二次世界大戦時の負傷により障害者となり、ヴィクトリア十字勲章を受章した91歳のグルカ兵が、介護者である孫娘の定住許可を求めて裁判に訴える予定であることも報じられた(Telegraph: 1 May 2009d)。グルカ兵の恩給の額が英兵の6分の1にすぎないことも改めて報じられた(Telegraph: 1 September 2008)。

グルカ兵側のハウ事務弁護士(solicitor)は、4月24日に発表された政府の規則について「苦痛と貧困の中で死んでいくグルカ兵たち、明け方の急襲、手錠をかけられたグルカ兵、グルカ兵たちを歓迎されない不法移民として送還する航空機、歓迎されない三級市民として選り抜かれたグルカ兵たち一先週金曜日(筆者注:2009年4月24日)に発表された冷淡な規則の結果として、わが国はこのような身の毛のよだつ光景に直面することになるだろう」と述べ、政府を批判した(Times Online: 29 April 2009)。

それに対して、元グルカ旅団指揮官であるハントーデイヴィス准将の夫人は、退役グルカ兵はネパールで裕福に恩給生活を送っており、貧しくなどないと指摘した(Times Online: 22 May 2009b)。彼女の夫も同意見であるという。

以上,見てきたように,グルカ兵を支持するメディアが貧困や病気のために困窮する人々として退役グルカ兵の姿を描く一方で,政府を支持する元英国人士官の関係者はそれを否定した³⁴⁾。

4.3 英国社会の道徳性

1997年以前グルカ兵の定住権をめぐる論争(以下,「1997年以前グルカ兵定住権論争」と略述)では,「恥」(shame)や「正義」(justice),「品格」(decency)といった語彙が多用され,英国社会の道徳性が論じられた。

200年もの間,英国に忠誠を誓い死を賭して戦ってきたにもかかわらず,グルカ兵が英国での定住を許されず貧困と窮乏の中にいることは英国の「恥」であると,グルカ兵を支持する人々は断じた。グルカ兵側のエンライト事務弁護士は「政府とウラス国境管理・移民担当大臣は額がグルカ兵の長靴に触れるくらいに頭を垂れ恥じ入るべきだ」と述べる。ラムリーは、政府がグルカ兵を扱うやり方は「我々の国民性にとって汚点」であるとした(BBC News: 17 March 2009)。また、政府は道徳的壊疽という

病に蝕まれており、英国人の品格は死刑囚監房に入っている(も同然である)とする 論説もあった(Telegraph: 30 April 2009c)。

したがって、1997年以前のグルカ兵の定住を認めることは、泥にまみれた英国人の正義・道徳・品格を回復することになるのだと、グルカ兵支持者は主張する。1997年以前グルカ兵の運動自体、「グルカ兵正義キャンペーン」と命名されていたことを想起されたい。ラムリーは高等法院の判決の後で、「私たちの国に、大きな過ちを正し、かつ、私たち全員を汚した国民的恥辱を拭い去る機会が与えられた」と述べた(Times Online: 30 September 2008)。スコットランド国民党のロバートソン議員(Angus Robertson)も、動議の可決は「道徳的勝利であり、品格を維持するための勝利でもある」と絶賛した(BBC News: 29 April 2009d)。

ガーディアン紙では、「公正な」(fair)ということばがよく用いられた。たとえば、庶民院の動議可決を評する社説の題目は「グルカ兵と英国一公正な勝利一」("Gurkhas and Britain: A Fair Win," guardian.co.uk: 30 April 2009)であった。また、「今日の基準に照らしてみれば、死を賭して英国のために戦う者に定住を認めないのは不公正である。植民地期や冷戦期とは時代が違う」とする議論もあった(guardian. co.uk: 21 May 2009b)。

以上,見てきたとおり,グルカ兵を支持する人々は,英国社会の道徳性について論じた。コラムニストのウッズも,この論争において英国人にとって重要であったのは結局,「正義」であったと指摘している(Telegraph: 1 May 2009c)。要するに,電子版メディアでは,グルカ兵について論ずることにより英国市民社会の理想的自画像が描かれていたと言えよう。そして,正義や品位を重んずる英国市民社会がいの一番に招待状を出すべき相手だと考えられたのが,命を賭して英国のために戦ってきたグルカ兵であった。

4.4 移民政策に対する批判

議論は、既存の移民政策の是非を吟味する方向へも展開していった。

まず論じられたのが、政府が香港返還(1997)を区切りとして退役グルカ兵の定住の可否を決めたことがはたして妥当であったかどうかということである。政府が1997年以前グルカ兵に対して定住を認めなかった理由は、旅団本部が香港にあったから英国とのつながりが強くはないということであった。当初は政府の言い分が適切であるかのように見えたが、1997年以前グルカ兵たちが自分たちも香港返還以降のグルカ兵と同様に英国のために生命を賭けてきたのだと主張すると、この「官僚的論

理」が「不公正」なものに見えてきたとエバンズ (M. Evans, ザ・タイムズ紙の防衛問題担当編集者) は書いた (*Times Online*: 1 October 2008a)。

また、政府が受け入れている他の移民の扱いとの比較もなされた。

まず、登場するのは、フィジーやカリブ海諸国などの英連邦諸国出身の兵士である。公式的には10数年前に募集が始まったにすぎないが、彼らは4年間の軍務に服した後に市民権を申請することができる(注11参照)。高等法院の判決では、判事が「他の外国人兵士が定住を許されているのにグルカ兵が拒否されるのは『非合理的』である」と述べた(Telegraph: 23 January 2009)が、「他の外国人兵士」とはこれらの英連邦諸国出身の兵士のことである。2009年4月に政府が出した新規則案の中で20年以上の軍務が条件として盛り込まれたときには、それが英連邦出身兵士が定住許可を得るのに必要である年数の5倍にもなることが問題視された(Telegraph: 25 April 2009)。ラムリーも、「英連邦出身兵士と同じように、グルカ兵にも定住する権利が与えられることを望んでいる」と語った(BBC News: 6 May 2009)。

それに対して、ジャーナリストのジェンキンズは、グルカ兵は英連邦諸国の市民ではないから、英連邦出身兵士と同様に定住権を得る権利はないとして政府の政策を擁護した(guardian.co.uk: 21 May 2009d)。

次に、人道主義的措置として定住が認められている政治亡命者、特に犯罪者や敵対 国及び破綻国家からの難民が槍玉に上がった。グルカ兵を支持する保守系メディアは 1997年以前グルカ兵の方が定住権を与えられるにふさわしいと主張した。デイリー・ テレグラフ紙は、亡命申請者や犯罪者が定住を認められ社会福祉の恩恵に浴している のに、グルカ兵が認められないのは理不尽だと主張した(Telegraph: 16 September 2008b; 17 March 2009)。デイリー・メイル紙は、グルカ兵の運動を同情的に報じる記 事の末尾に、殺人やハイジャックなどの罪を犯しているにもかかわらず人道主義的理 由により定住を認められている移民を実名・写真入りで報道した(Mail Online: 20 March 2008)³⁵⁾。また、コメンテイターのランドルはデイリー・テレグラフ紙に寄せ た論説の中で、ソマリア人とロシア人を取り上げる(Telegraph: 30 April 2009c)。英 国は25万人ものソマリア人をすでに受入れたが、失業率が高く低学歴で、彼らの全 てが英国の価値観を尊重しているわけではない。ロシア人も20万人いるが、その全 てが難民というわけではない。そして、いざというときに、グルカ兵のように無条件 で尽くしてくれはしないだろうと、ランドルはいうのである(Telegraph: 30 April 2009c)。さらに、ランドルは、労働党政府がこの 12 年の間に入れてきた外国人の中 で、グルカ兵ほど定住許可を与えるにふさわしく、しかも問題を起こさない集団はな

いと、主張する(Telegraph: 30 April 2009c)。また、不法移民が警備会社に雇用され、安全保障上重要な場所に配置されていることが報じられると、不法移民よりもむしろ、信頼性が高く勇気があり忠誠心をもつ退役グルカ兵を雇うべきではないかという投書もあった(Telegraph: 1 May 2009b)。1997年以前グルカ兵を支持するキャンペーンを張る保守系メディアのオンライン上の公共圏の中で、1997年以前グルカ兵の包摂と難民・亡命者らの排除とは、同じコインの裏表をなしていたのである。

その一方で、政府を支持する人びとは、グルカ兵を支持する保守系メディアや政党が過去に別の移民を無視したり排斥したりしたことを取り上げて逆批判を行った。デニス・マクシェイン(Denis MacShane)庶民院議員(与党労働党)は、グルカ兵を支持するキャンペーンを展開するデイリー・メイル紙が、1930年代にはユダヤ人、1970年代にはパキスタン人、2004年以降はポーランド人の排斥を訴えてきたことを取りあげ、これを機会に同紙がアジアからの移民に対する敵意を持たなくなるというのであれば、庶民院での政府の敗北は価値ある敗北であったと皮肉った(guardian. co.uk: 4 May 2009)。また、ジャーナリストのローソンは、退役グルカ兵を支持した保守党が、香港人の定住については厳しい態度をとり、天安門事件の後でさえ、100万ポンド以上の資産を持つ香港人にしか定住を認めなかったと指摘して、保守党の一貫性のなさを批判した(Times Online: 3 May 2009)。

一方で、読者の投稿の中にも、不況下の英国が高い失業率に触まれていることをグルカ兵は察するべきであるし、政府の政策は正しかったとするものがあった (Telegraph: 3 May 2009)。

しかし、政府を支持する意見は退役グルカ兵を支持する意見に圧倒されていた。電子版新聞紙上の世論は概して、グルカ兵が英連邦諸国出身兵士と同じ優先順位を与えられるべきであり、少なくとも犯罪者や政治亡命者、難民よりは高い優先順位が与えられるべきだとした。人々は、犯罪者や敵対国からの難民が英国に流入していると危機感を訴え、軍務の実績と忠誠心がすでに証明されているグルカ兵に定住を認めるべきだと主張した。警備会社に雇用されている不法移民をグルカ兵で入れ替えるべきだという意見は、このような人々の不安を端的に表現するものであったといえよう。

1997年以前グルカ兵論争を通して論じられていたのは、移民が流入する英国社会が、どのような人々により構成されるべきであるかということでもあったのである。

4.5 財政的負担についての議論

英国政府は恒常的な財政難にあえいでおり、1997年以前グルカ兵問題でも財政問

題が主要な論点の一つとなった。先に述べた通り、1997年以前グルカ兵への定住権の授与をもっとも強硬に拒んでいたのは国防省であり、その理由は財政上の圧迫であった。それに対して、1997年以前グルカ兵の支持者たちはまず、定住権の授与が本当に財政上の圧迫をもたらすのかどうかについて厳しく詮索した。

たとえば、政府は、定住権を認めると 10 万人の退役グルカ兵および関係者が英国 に押し寄せてくるとしていた。これは恩給受給者が3万6,000人であり、それぞれが 2人ずつ被扶養者をつれてくるとする試算にもとづいていた(Telegraph: 30 April 2009b)。それに対してデイリー・テレグラフ紙は、政府はできるだけ多くのグルカ兵 を排除するために「二枚舌」を使っていると非難した(Telegraph: 28 April 2009)。た とえば、国防省次官の同年3月20日の発表によると、退役グルカ兵の恩給受給者の 人数は、上述の人数を下回る約2万6,500人であるという(Telegraph: 30 April 2009b)。また、退役グルカ兵側のハウ事務弁護士は定住を申請しているのは 1,350 人 のみで、被扶養者を入れても1万人に満たないと主張した(Telegraph: 25 April 2009; 28 April 2009; 30 April 2009b)。キース・ヴァズ庶民院内務特別委員会委員長(Keith Vaz) は、与党労働党の議員であるにもかかわらず、政府側が試算したグルカ兵及び 被扶養者の人数 10 万人は誇張された人数であると明かした (guardian.co.uk: 20 May 2009)。そもそも、2028年までの人口増加の7割(700万人)は移民によるものと推 計されており、グルカ兵とその関係者が数千人増えたところで大したことではないと デイリー・テレグラフ紙は主張する (Telegraph: 30 April 2009c)。現役グルカ兵の士 官も、退役グルカ兵の定住を認めないところに内閣のさもしさの片鱗が見られるとし て,政府を批判した (guardian.co.uk: 3 May 2009a)。

金額についても政府の推計が批判された。政府は全ての退役グルカ兵を受入れると14億ポンドかかるというが、これは水増しされた金額であり、首相もそのことは認識していると、コメンテイターのランドルはいう(Telegraph: 30 April 2009c)。与党労働党の議員ですら、試算値は4万2,500ポンドから16億ポンドの間であったのに、政府は高い方の数値を公表したと明かして批判した(guardian.co.uk: 6 May 2009)。

また、前出のヴァズ庶民院内務特別委員会委員長(労働党)は、退役グルカ兵は英国に技能や経済力、ヴィザ代といった利益をもたらすし、将来のグルカ兵雇用を脅かすという証拠は提出されていないと述べ、定住圏の授与を支持した(guardian.co.uk: 20 May 2009)。コメンテイターのランドルも、政府は退役グルカ兵が重荷になるというが、グルカ兵は怠け者ではないし、そもそも、移民の受入が経済成長をもたらすと常々いってきたのは政府ではないかと主張した(Telegraph: 30 April 2009c)。たしか

に、労働党政権は英国史上最大規模の移民受入を行っており、政府は繰り返し、移民が重要な利益を英国にもたらすと主張してきた(たとえば、Home Office 2002: 4)。同じことばをグルカ兵の支持者たちは政府に投げつけ、1997年以前グルカ兵の定住を認めるよう政府に迫った(たとえば Telegraph: 30 April 2009c)。開放的な移民政策を採る労働党政府が主張し続けてきたことを逆手にとったのである。

終盤になって、ラムリーは全国の人びとから「どんなにお金がかかろうとも、どんなに恩給を払わなければならないことになろうとも、どんなに国民保険制度のベッドが埋まることになろうとも、我々は彼らに対して名誉の負債を負っているのだから、ここにいてほしい」とする手紙を多数もらったと明らかにした(*BBC News*: 5 May 2009; *Telegraph*: 5 May 2009a)。1997年以前グルカ兵への定住権の授与の是非がコストについての懸念を超越する問題であると結論づけたのである。

このように、グルカ兵を支持する人々は、1997年以前グルカ兵に定住権を認めると、多数の退役グルカ兵が英国に流入し、大きな財政負担をもたらすとする政府の主張に、反論した。

4.6 他の財政支出についての批判

ちょうどこの時期には、諸々の財政支出が世論の批判を呼んでいたこともあり、グルカ兵を支持するメディアや論者はそれを論争に織り込むことで、多くの人々の関心を引き付け政府に対する攻勢を強めた。

まず取り上げられたのは、国会議員の浪費である。このころ、議員が私的かつ不適切な出費を議員経費として請求していることが明るみに出て、批判があった(BBC News: 29 April 2009c, 9 May 2009b)。コメンテイターのランドルは、グルカ兵にかかわる財政負担が政府の推計通り高額であるとしても、グルカ兵の忠誠心と政府や国会議員の浪費を考慮すれば高すぎるとはいえないと、主張する(Telegraph: 30 April 2009c)。

また、金融機関への公的資金の注入についても言及があった。ブラウン首相は金融 危機に際して公的資金を金融機関に迅速に注入し、その手腕が評価されて支持率を上 げたのであるが、退役グルカ兵側のハウ事務弁護士はそれを逆手にとって、政府は銀 行の救済に2千億ポンドも出したのに英国のために命を賭けた人びとに何も出さない と非難した(Telegraph: 25 April 2009)。

さらに、司法関係の予算や海外援助、社会福祉等も槍玉に上がった。政府は1997年以前グルカ兵の定住を認めると14億ポンドかかるとしたが、それは大法官の単年

度の予算の 0.4 パーセントに過ぎないという (Telegraph: 30 April 2009c)。退役グルカ 兵側のハウ事務弁護士は、政府が海外援助のためにも 91 億ドルも使っており、その いくらかが発展途上国政府の役人の私腹を肥やしていることや、社会福祉の財政支出 にも無駄遣いや不正請求があることなどを指摘した (Telegraph: 30 April 2009c)。

グルカ兵を支持する人々は、「事業仕分け」さながらに政府の浪費をあげつらい、グルカ兵にかかわるコストがさほど多額ではなく、正当で意義のある財政支出であることを印象付けようとしたのである。後にラムリーは、議員経費の問題が解決する前にグルカ兵問題の決着がつき絶好のタイミングであったと、述べた(Telegraph: 4 September 2009)。

4.7 ブラウン首相の指導力に対する批判

事態の経過や議論の内容を見ると、政治家たちは1997年以前グルカ兵の主張を支持する世論が強いと判断していたと思われる。そのため、政府が政策変更を拒み続けると、ブラウン首相の指導力に対する批判が政界で高まった。

野党自由民主党のキャンベル(M. Campbell)前党首は、首相が、議員や大衆の感情とグルカ兵に対する愛着の大きさを読み違えていると批判した(guardian.co.uk: 29 April 2009)。庶民院の動議が可決された後も退役グルカ兵の定住申請が却下されたことが報じられると、野党保守党のキャメロン党首は「この政府の左手は右手が何をしているのかを知らない」と皮肉った(BBC News: 7 May 2009)。ブラウン首相が議論を嫌い、動議可決の前に院内幹事が警告したにもかかわらず取り合わなかったことや、ブラウン首相の盟友であるブレア前首相がかつて「戦術ばかりで戦略がない」と評していたことも報じられた(guardian.co.uk/The Observer: 3 May 2009a)。

さらに、閣僚の中からも、ブラウン首相は人情の機微に疎いから(out of touch)、 世論や議会に支持されないのだという批判が出てきた(*Telegraph*: 5 May 2009b)。特 に、ブリアズ・コミュニティ・地方自治相(Hazel Blears, Secretary of State for Communities and Local Government)は、首相の対応が「嘆かわしい失敗」であったと する論説をオブザーバー紙に寄せ、労働党党内の権力構造が変動しつつあるのではな いかという憶測をぶこととなった(*guardian.co.uk*: 3 May 2009b; *guardian.co.uk/The Observer*: 3 May 2009b, 3 May 2009c)。

首相とは対照的に指導力を絶賛されたのが、論争が過熱する前から退役グルカ兵を 支援していたラムリーと自由民主党である。新聞は野党(当時)の自由民主党と保守 党の双方を味方につけ勝利をもたらし、首相との会談にこぎつけたラムリーの指導力 を賞賛し、政界進出や勲爵士への叙勲さえ取り沙汰した(Telegraph: 21 May 2009a, 4 September 2009; guardian.co.uk/The Observer: 10 May 2009)。(もっとも、ラムリー自身は自分は議員には向いていないとしてきっぱりと否定した。Telegraph: 4 September 2009)また、日ごろ影の薄いクレッグ自由民主党党首の存在感も高まったという(Telegraph: 30 April 2009c)。

ブラウン首相批判が高まった結果、1年以内に予定されていた総選挙への影響が取沙汰されることとなった。コラムニストのウッズは、(ブラウン首相は不人気だから)不況の中で不遇をかこつ18-35才の有権者が(次の選挙で)起こす反乱に気をつけたほうがよかろうと警告した(Telegraph: 1 May 2009c)。また、キャンベル自由民主党・前党首は、この一件がもたらした衝撃を緩和し少しでも議席を確保するために、より多くの労働党議員が総選挙を前倒しした方がよいと考えるようになるかもしれないと述べた(guardian.co.uk: 29 April 2009)。

一方、野党保守党も批判された。元来、移民の受入に対して慎重である保守党が退役グルカ兵支持に回ったのは、労働党政権に打撃を与えるためだと見なされたからである。ジャーナリストのローソンは(労働党政権を追い詰めるために退役グルカ兵の肩を持つ)保守党の偽善者ぶりには反吐をもよおすとしてこき下ろした(Times Online: 3 May 2009)。また、左派ガーディアン紙には、キャメロン保守党党首には反ブラウン主義という武器しかないと批判する論説も掲載された(guardian.co.uk: 4 May 2009)。

以上見てきたように、ブラウン首相に対する批判は、1997年以前グルカ兵の問題 にとどまらず、次の総選挙を見据えた前哨戦の様相を呈するに至った。

4.8 政策決定過程についての議論

野党により庶民院に提出された動議が与党からも多くの造反者・棄権者を得て可決され、政府に政策変更を強いたことは、きわめて異常な事態であった。そのため、民主主義的政治体制における政策決定過程についての議論も出た。

政府とその支持者はまず、1997年以前グルカ兵を支持する世論の拡大が「政治的ポピュリズム」や「有名人政治(celebrity politics)」によるものだと主張した。たとえば、政府は、グルカ兵の定住についての決定は「政治的ポピュリズム」ではなく法の定めるところに従わなくてはならないと主張した(BBC News: 5 May 2009)。グルカ旅団に上層部にいた元・元帥ブラモル(E. Bramall)卿も、感情ではなく事実にもとづいて議論すべきだとエッセイの中で述べた(The Independent: 26 April 2009)。政

府を支持するコラムニストのエレン(B. Ellen)は、英国のために働いたことで迫害を受けているイラク人通訳にはラムリーのような美人の支援者がいないから、無視されているではないかと指摘する(guardian.co.uk/TheObserver: 24 May 2009)。さらにエレンは、ラムリーが美人だから勝利を得たのであり、年配男性だけのグループではこうは行かないだろう、英国が愚かしく見えると、舌鋒鋭くこき下ろした(guardian.co.uk: 24 May 2009)。また、ジャーナリストのジェンキンズは、ブレア前首相が行政事務のヒエラルキーと伝統的な独立性を破壊したために、それ以来、首相が官僚から冷静な助言を引き出すことができず、政府が機能不全に陥り、ウラス国境管理・移民担当大臣がテレビ局で待ち伏せされ意思決定をする破目に陥ったと嘆く(guardian.co.uk: 21 May 2009d)。すなわち、政府と政府を支持する人々は、グルカ兵を支持する世論の沸騰が浅薄な感情のほとばしりに基づく衆愚政治の表れにほかならないとして、その政治的正統性を低く評価していたのである。

もっとも、1997年以前グルカ兵の最初の勝利となったのは、2008年の高等法院における勝訴であったのであるが、政府を支持している人びとはそのことについては全く言及しなかった。

それに対して、グルカ兵の支持者たちは、1997年以前グルカ兵による定住権の獲得は民主主義の勝利にほかならないとしてその正統性を主張した。ガーディアン紙の社説は、退役グルカ兵側の勝利がラムリー個人の力によるところが大きいと認めつつも、彼女の力は「良き大義」のために戦っているところに由来するとした(guardian. co.uk: 30 April 2009)。当のラムリーは庶民院の動議可決の後で「なんと言ったらいいのかしら。この高揚した気持ち、誇り一私たちの国に対する誇り、民主主義的制度に対する誇り、議会に対する誇り…」と語っている(BBC News: 29 April 2009d)。クレッグ自由民主党党首も、動議の可決はグルカ兵の勝利であると同時に「議会の勝利であり、品格の勝利」であると自賛した(BBC News: 29 April 2009b)。造反した労働党議員も、「今日、私は庶民院のメンバーであることを誇りに思う」と語った(guardian. co.uk: 21 May 2009c)。

また、グルカ兵を支持する人々は、そもそも、1997年以前グルカ兵の定住権獲得を拒否する政府と官僚は民意により選ばれた政策決定者ではないと指摘した。前述したことであるが、ザ・タイムズ紙のエヴァンズは、政府が香港返還を区切りとしてグルカ兵の定住の可否を決めたことについて、不公正な官僚的論理だと評した(Times Online: 1 October 2008a)。クレッグ自由民主党党首は、庶民院が賛成多数で動議を可決したにもかかわらず、選挙で22パーセントしか得票していない政府に政策変更を

強制することができないのは、政治制度の機能不全にほかならないと問題視した (guardian.co.uk/The Observer: 17 May 2009)。

以上,議論に参入した人々は,この一件を題材として,民主主義的体制の長所ないし短所を論じた。グルカ兵を支持する人々は、1997年以前グルカ兵の定住を拒む官邸・官僚が民意により選ばれた政策決定者ではないから,グルカ兵の勝利は民主主義の勝利であると肯定的にとらえた。それに対して,政府を支持する人々は,グルカ兵の勝利が官僚制の機能不全と政治的ポピュリズムの結果であるとして否定的に評価した。

4.9 議論されなかったこと

膨大な本数の記事と論説、投稿が発表されたものの、この一件に関係があると思われる全てのことが十分に論じられたというわけではない。

まず、2004年に香港返還以降に退役するグルカ兵への定住権授与が決定された際に、国防省・グルカ旅団が考慮したと思われる、ネパールの政治情勢が言及されることは、なかった。ネパールに与える影響についての議論も低調であった。元グルカ旅団指揮官であるサー・マイルズ・ハント - デイヴィス元准将の夫人(A. Hunt-Davis)は、もしグルカ兵が英国に移住すると、①グルカ福祉信託(Gurkha Welfare Trust)への寄付が減り、ネパールにとどまる退役グルカ兵がその恩恵に浴することができなくなるであろうし、②ネパールには給与や恩給が送金されなくなるから、ネパール政府は若くて健康なネパール人が英国陸軍に入隊するのを認めなくなるであろうと述べ、1997年以前グルカ兵への定住権授与は英国にとってもネパールにとっても悪い決定であると断じた(Times Online: 22 May 2009b; Mail Online: 26 August 2009)。現役の英国人士官も、グルカ兵が良い待遇を求め続けるのなら、コストが高くつくから雇用されなくなるだろうと述べたという(Telegraph: 1 October 2008)。しかし、これらの意見は論争の帰趨にはあまり影響を与えなかった。

また、退役グルカ兵家族の英国社会への適応の問題に取り組んでいる非政府組織の 意見が求められることもなかった³⁶⁾。退役グルカ兵の英国社会への統合がうまく行く のかどうかについては、誰も疑いを差し挟もうとしなかったのである。

外交・軍事政策の是非についての議論もなかった。もっとも頑強に抵抗していたのは財政負担が発生することになる国防省であったが、財政難の本質的な原因であるイラクおよびアフガニスタンにおける軍事行動の是非が1997年以前グルカ兵定住権論争の中で議論されることはなかった。ガーディアン氏は社説で国防政策の再考を主張

していたが、1997年以前グルカ兵定住権論争とは別個の問題として論じていた(guardian.co.uk: 1 May 2009)。また、新聞の論説の中には、アフガニスタンのように英国にとって文化的にむずかしいところでは、地元の住民のみならず敵とも会話をかわすことができる、グルカ兵の言語能力は価値が高いとする指摘があったが、政府・国防省側は反応しなかった(guardian.co.uk: 21 May 2009b)。

以上,見てきたように、ネパールの政治情勢やネパールに与える影響,英国の軍事外交政策の是非に対する関心は低かった。人々は1997年以前グルカ兵の定住権についての議論を通して、大量の移民を受け入れる今日の英国社会の道徳性や国民性、構成、政府の財政支出、民主主義的政治体制などについて論じた。主たる関心は英国社会自体にあったのである。

5 対立

5.1 政府とその他の勢力の対立

事態の進展につれて、1997年以前グルカ兵を支持する勢力は、雪だるまのように 膨らんでいった。

論争の起点は、1997年以前グルカ兵やその支持者(ジョアナ・ラムリーと自由民主党)と政府の間の法廷闘争であった。高等法院が1997年以前グルカ兵の主張を認める判断を示すと、政府は司法機関を敵に回すこととなった。デイリー・テレグラフ紙などがグルカ兵を支持するキャンペーンを展開すると、多くの論者や読者が論争に参入し、少なからぬ人々がグルカ兵を支持した。論説や投書の中にはグルカ兵を支持しない意見もなくはなかったが、デイリー・テレグラフ紙は、明らかに英国民の大多数がグルカ兵の定住を支持していると断じた(Telegraph: 21 May 2009a)。確かに、電子版新聞に寄せられた投書の大部分がグルカ兵の主張を支持し、ブラウン内閣を非難するものであった。電子版メディアのサイバー空間の中でブラウン内閣は「炎上」したといってもよい。さらに、庶民院における動議が提出・可決されると、政府は立法機関と対立することとなった。政府は論争の進展につれて、司法機関、公共圏、立法機関の支持を失い、孤立していったのである。

意外なことではあるが、1997以前グルカ兵定住権運動を主導した英国グルカ福祉協会の会長その人がメディアで積極的に発言するということは、ほとんどなかった。彼は、英国国務省に事務員として再就職していたため、メディアに対して発言するこ

とを職場から制限されていたのである。論争に参加していたのは主に,英国人であった。したがって,電子版メディアの公共圏の中で対立していたのは,英国人であった。

5.2 党派的対立

約1年後に総選挙を控えていたために、1997年以前グルカ兵定住権論争は明らかに政局と連動し、政権交代の思惑や期待、不安を孕みながら展開した。ブレア前首相の後を襲ったブラウン首相の支持率は低く、次の総選挙での敗北が危惧されていた。このような国内政治情勢が、1997年以前グルカ兵論争における対立関係を規定することとなったのである。対立関係の一つは与党対野党の党派的対立であり、もう一つは労働党内部の主導権をめぐる対立関係であった。

政権交代をうかがう野党は、1997年以前グルカ兵定住権論争を利用して政府を批判した。その典型が、従来は移民の受け入れに慎重な保守党である。保守党が「偽善的」だと批判されたのもまんざら根拠のないことではなかった。

さらに、労働党政府自体に対する反感が、グルカ兵支持に転化した。たとえば、グルカ兵を擁護するサン紙は元来、労働党の親欧州的な政策に対して批判的な立場をとる、オーストラリア生まれのメディア王ルパート・マードックの傘下にあるタブロイド紙である(細谷 2009: 8)。グルカ兵を支持する論説や投書の中にも、労働党に対する敵意をあからさまに示すものがあった(たとえば Telegraph: 28 July 2009)。

このような党派性を帯びた対立関係は論争のレトリックにも反映していた。グルカ兵を支持する陣営は、1997年政権奪取以来、労働党政権が用いてきた政治的レトリックを逆手に取り、政府の弁明を揶揄した。たとえば、ブラウン首相の前任者であったブレア前首相はかつて、「倫理」や「道徳」といった、国際政治において従来は軽視される傾向の強かった側面に光を当てる新しい外交政策をめざしていたという(細谷2009: 2)。1997年以前グルカ兵定住権論争で、同じことばが労働党政権を攻撃するために使われたのは、すでにみたとおりである。実は、労働党政府は1997年以来、グルカ兵の待遇を改善してきたのであるが、政府を批判する勢力はそのことにはまったく触れなかった。

終盤になると、総選挙での敗北を恐れブラウン首相を見限り始めた与党議員が、首相の対応を公然と批判し始めた。また、少なからぬ与党議員が動議の可決に加わった。論争は与党内部の主導権をめぐる対立を顕在化させた。

つまり、様々な政治的勢力が、弱体化していたブラウン内閣を追い落とすために、 1997年以前グルカ兵定住権論争を利用して政府批判を展開していたのである。流動

的な政局の中で、この論争は、退役グルカ兵やラムリーの当初の意図を越えて、ブラウン首相の指導力そのものを問うエピソードと化した。

この一件は、政敵たちの目論見どおり、ブラウン内閣に大きな打撃を与えた。ブラウン内閣は2007年に発足して以来、低支持率にあえいできたが、その支持率が20パーセントに迫る深い谷間に落ち込むのが、退役グルカ兵定住権問題や議員経費問題が激しく追及された時期である(『日本経済新聞』:2010年1月8日)。その直後の内閣改造により、いったんは支持率が持ち直したものの、翌2010年1月には元有力閣僚が首相の信任投票実施を呼びかけるなど、与党内における「ブラウン降ろし」の動きが表面化して、求心力が一段と低下した(『日本経済新聞』:2010年1月8日)。結局、同2010年5月の総選挙では労働党は敗北を喫し、下野することとなったのである。

5.3 論争の対立関係と左派/右派の分割

対立の軸は左派/右派の分割線と一致していなかった。移民や軍に関する論争は左派/右派の分割線に沿うことが多いが、1997年以前グルカ兵定住権論争に関する限り、そのことはあてはまらなかった。グルカ兵を支持する人々の中には左派も右派も含まれていたのである。

特筆に価するのは、右派や保守系とみなされるメディアや人びとがグルカ兵支持に回ったことである。それは、1997年以前グルカ兵が単なる移民でなく、退役軍人であるためであろう。まず、グルカ兵を最初に支持したのは、従来、反移民の立場をとってきた保守系タブロイド紙のデイリー・メイル紙であり、同様の傾向があるサン紙も後から加わった(Times Online: 3 May 2009)。これらのタブロイド紙は有名人のスキャンダルを多く報道し、読者には労働者階級の人々が多い。つまり、労働者階級の人々もおおむね、グルカ兵が排除すべき移民であるとは考えていなかったと考えられる³¹¹)。また保守派高級紙デイリー・テレグラフ紙も、大々的にグルカ兵支持のキャンペーンを張った。専任の記者がグルカ兵に対して同情的な記事を次々と書いたほか、フリーランスのジャーナリストやコメンテイターもグルカ兵を支持する論説やコラムを書いた。保守系・右派の新聞にグルカ兵側を支持する傾向があったといえる。

しかし、グルカ兵を支持したのは保守系・右派の新聞だけではなかった。左派ガーディアン紙は、双方の立場の署名入り論説を掲載し均衡を取っていたが、社説ではグルカ兵の支持を表明した(guardian.co.uk: 30 April 2009)。新聞社によるグルカ兵支持は、左右両派にまたがっていたのである。

一方、公共放送局が刊行するBBCニュースや保守系・高級紙のザ・タイムズはというと、協会ないし新聞社としての立場を明確に表明するということはなかった。 もっとも個々の記事にはグルカ兵に同情的な態度を示すものもあった。

グルカ兵を支持する議員も自由民主党と保守党, スコットランド国民党, 労働党と, 左右両派にまたがっていた。

最後に、政治的には保守的であると見なされることの多い軍人は、一枚岩ではな かった。現役軍人についてみると、新聞に実名で投稿することはなく、抑制的な態度 を貫いていた。一部の兵士の発言が、匿名で記事や論説の中に引用されるのみであっ た。しかし、英国人士官が1997年以前グルカ兵への定住権授与に否定的であるのに 対し、現役グルカ兵の士官は英国政府に対して批判的であった。比較的自由な立場に ある退役軍人はというと、旗幟を鮮明にし、その意見も二手に分かれていた。まず、 英軍の全階級の現役・退役軍人全般を支援する慈善団体である王立英国在郷軍人会 (Royal British Legion) は、退役グルカ兵支援を表明し、退役グルカ兵の住居の賃貸料 を肩代わりするなどの援助を行った(BBC News: 22 January 2009)。その一方で,グル カ旅団の上層部にいた退役英国人士官は、実名を明かして政府の政策を擁護した38)。 要するに、報道を見る限り、グルカ兵を指揮する/した、英国人の現役/退役士官は 概して、1997年以前グルカ兵の主張に対して批判的であった。その一方で、現役時 にグルカ兵と関わることがほとんどなかった。階級の低い英国人退役軍人を多く含む 退役軍人団体は、1997年以前グルカ兵を支持した。軍人は、軍隊の階級とグルカ兵 を指揮した経験の有無により分断されていたのである。その意味でも、論争の対立の 軸は、右派/左派の分割線と一致はしていなかった。

6 考察

この章ではこれまでの記述と分析にもとづいて、冒頭に提起した二つの問に答える。なぜ、1997年以前グルカ兵の定住が認められることとなったのか。この一件は、2000年代後半の西欧社会における市民権と軍務の関係を考える上でどのような意義をもつものなのか。

6.1 なぜ 1997 年以前グルカ兵に定住権が認められたのか

第三章で確認したように、1997年以前グルカ兵への定住権授与には政策的必然性 はなかった。それにもかかわらず認められたのは、以下の五つの理由によると考える。

上杉 移民の軍務と市民権

第一に、この一件が司法機関と立法機関、公共圏にもちこまれ、そこでグルカ兵の 貢献についての国民的記憶や感情、民意が意思決定に反映されることとなったためだ と考える。議会制民主主義をとる国家であっても、全ての政策が選挙の争点や公共圏 ないし議会における討論のテーマとなるわけではない。当該分野に専らかかわる官僚 や閣僚により内々に策定され、議会の採決すら必要としない政策も少なくはない。 1997年以前グルカ兵に定住権を与えないという当初の政策も、そのような過程を踏 んで形成されたものである。しかしながら、高等法院が1997年以前グルカ兵の訴え を支持する判決を下し、メディアでの報道や論争が1997年以前グルカ兵支持に傾き、 世論が1997年以前グルカ兵を支持していると見た政治家が庶民院で動議を可決した ことで、政府は屈服せざるを得なくなった。

第二には、論争の内容が定住権に狭く限定されなかったために、多くの人々の関心を集めたことにあると考える。論争は単に 1997 年以前グルカ兵への定住権の授与の是非を問うものにとどまらず、英国社会の道徳性や構成、民主主義的政治体制や政府の政策の是非を問うものへと、拡大かつ深化した。国会議員の浪費などの時事問題や、官僚制やポピュリズム、有名人政治といった、民主主義のあり方についてのお決まりの話題も論争に織り込まれた。要するに、人々は 1997 年以前グルカ兵定住権論争を通して、英国社会の自画像をくっきりと輪郭を縁どりながら描いていたのである。論争はグルカ兵について論じてはいたが、焦点は英国社会そのものにあった。ネパールの政治状況やネパール社会に与える影響に対する考慮は、論争の帰結にほとんど影響を与えなかった。

第三に、1997年以前グルカ兵が左派/右派の別を超える幅広い支持者を得たことによる。その理由としては二つのことが考えられる。まず、平等を目指す退役グルカ兵の運動が1990年代後半から展開し、英国国内でそれが報道されていたことから、グルカ兵の待遇にかかわる諸問題がすでに広く知られていた。次に、グルカ兵が退役軍人であると同時に移民でもあるという両義的な存在である。右派は、グルカ兵が大英帝国の防衛に携わってきたために、グルカ兵を支持した。左派は、グルカ兵が移民であるために同情的であった。

第四に、1997年以前グルカ兵定住権論争が総選挙を1年後に控えた流動的な政局と連動したために、政府を批判する勢力が拡大した。当時、ブラウン内閣の支持率は低下し、野党はブラウン首相の追い落としのために、1997年以前グルカ兵定住権論争を利用した。与党議員も来る総選挙における敗北を危惧し、ブラウン首相を批判した。動議の採決では、一部の与党議員も1997年以前グルカ兵の支持に回り、ブラウ

ン首相を追い詰めた。

第五に、移民の大量流入に対する不満・不安とナショナリズムを保守系メディアが 掬い上げたことにより 軍務を重視する市民権概念が強調された。

1997 年以前グルカ兵を支持した人々が主張したのは「わが国のために戦う人びとが定住権を認められるべきであるという基本的前提」(キャメロン保守党党首のことば。*BBC News*: 26 March 2009)であった。論争の中で軍務を重視する市民権概念が改めて顕在化したといえる。

しかし、この一件における軍務と市民権の結びつき方は、他の事例(徴兵制や移民 兵士に対する米国市民権付与など)とは異なる性質をもつことに注意する必要がある。1997年以前グルカ兵論争では、従来の議論で考慮されるような、武力衝突を伴う対外的な安全保障リスクについては、ほとんど論じられることがなかった。そもそも、1997年以前グルカ兵は中高年に達しているため、英国の対外的防衛にとって実質的な価値をもつ存在ではない。その代りに、グルカ兵を支持するメディアや人々は、労働党政権の移民政策や移民の犯罪などについて批判的に言及した。保守系メディアは、移民・難民の流入に伴う、国家・社会の変容と治安についての不満・不安を掬い上げ、時には煽りながら、キャンペーンを展開していたのである。

その点,グルカ兵の忠誠心については実証済みである。また,警備員という準軍事的な職業における活躍に期待する声もあった³⁹⁾。

以上みてきたように、①議論の場が司法機関や公共圏、立法機関へと拡大したことや、②論争の内容が市民社会や政治体制、政策の是非を問うものへと深化したこと、③ 1997 年以前グルカ兵が左派/右派の別を超えて幅広い支持を得たこと、④総選挙を控え政局と連動したこと、⑤移民流入に伴う不満・不安を保守系メディアが掬い上げ世論を喚起し、軍務を重視する市民権概念が強調されたことなどが、この論争の帰趨を決したのである。

6.2 1997 年以前グルカ兵定住権論争の意義

最後に第二の問いに答える。本稿で取り上げた事例は、今日の西欧社会における市 民権と軍務の結びつきを考える上でどのような意義を持つのか。

冒頭で述べたように、1990年代以降の市民権研究は、福祉国家の破綻により、1980年代以降、義務や責任を強調する市民権概念が生じているとする。その一方で、軍事研究では、第二次世界大戦後、特に東西冷戦の終結の後で、国際情勢の変化と軍事技術の資本集約化により徴兵制が廃止・縮小され、軍務と市民権の結びつきが弱

まったとする指摘がある (たとえば Boëne 2006: 175)。

それに対して本稿の行論では以下のことがわかった。

第一に、1997年以前グルカ兵の定住権に関する論争を見る限り、軍務と市民権を結びつけようとする感情ないし規範は決して弱いとは言えない。1997年以前グルカ兵は、政策的必然性がないにもかかわらず、市民の義務の中でも最たるものである軍務に従事したことを理由として、定住権の取得が認められたのである。したがって、義務や責任を強調する市民権概念が生じているとする、市民権研究などの指摘は、妥当だと考える。

第二に、市民権と軍務の結びつきを決定する要因は、国際情勢や徴兵制の有無などの構造的な要因に限定されない。1997年以前グルカ兵の法的包摂をめぐる論争の過程と帰結は、論争が展開する場やメディアによるキャンペーン、論争の内容の拡大と深化、国内政局といった状況に大きく規定されていた。

第三に,市民権と軍務のつながりを規定する安全保障のリスクは,対外的かつ武力 衝突を伴う種類のものに規定されない。

軍事研究における市民権と軍務との結びつきについての通常の議論はおおむね、対外的かつ武力的衝突に至るような安全保障リスクの有無を考慮しつつ行われてきた。 1997年以前グルカ兵問題において、官邸と官僚が当初考慮していたのも、その種の安全保障リスクであり脅威であったと考えられる。

しかし、1997年以前グルカ兵定住権論争では、アフガニスタン情勢などについての議論が盛り上がることはなかった。議論を方向付けた脅威ないし安全保障リスクはむしろ、犯罪者や敵対国・破綻国家からの移民・難民の流入に伴う治安の悪化や財政破綻にあった⁴⁰。

軍事社会学者のモスコス (Moskos 2000: 17) は、国家安全保障に対する脅威には薬物交易や移民の規制されない流入、環境劣化といった越境的な次元が加わったと指摘している。本稿でも、軍務と市民権の関係を規定する脅威ないし安全保障上のリスクが、対外的かつ武力衝突につながるような性質のものに必ずしも限定されないことが、確認された。地域統合やテロとの戦い、国境を越える人の移動の増大、財政難という状況下にある 2000 年代後半の西欧社会における軍務と市民権の結びつきを検討する際には、意思決定の判断材料となる脅威や安全保障リスクの性質の変容にも注意を払う必要があろう。

7 結論

西欧では、市民権と軍務との結びつきは重要である。軍務は市民の義務とされ、また軍務についたことを理由として市民権やそれに伴う諸権利が周縁的な人々に与えられたりしてきた。しかしながら、軍務と市民権が結びつく過程は自動的に作動するものでは決してない。

本稿では、2000年代後半の西欧市民社会における市民権と軍務の結びつきについて検討するために、1997年以前グルカ兵の英国定住権取得のいきさつと論争、対立をとりあげ、その経過と要因について分析を行った。本稿の行論から以下のことが明らかとなった。

英国政府の側からみると政策的必然性のない 1997 年以前グルカ兵に定住権を授与しなければならない政策的必然性はなかった。それにもかかわらず 1997 年以前グルカ兵が定住権を獲得することができたのはなぜか。それはこの問題についての議論の場が、退役グルカ兵と支持者の運動により、内閣や官僚による合議の場から、司法機関や公共圏、立法機関へと移行したことによる。特に、電子版新聞のサイトを参照したところでは、公共圏での論争は単に 1997 年以前グルカ兵の定住の是非を問うものにとどまらず、グルカ兵の貢献をめぐる国民的記憶や、大量の移民が流れ込む市民社会の構成と道徳性、国民性、政府の政策の是非、首相の指導力、民主主義的政治体制などを論ずるものへと、発展していった。保守系メディアは移民の流入などがもたらす国家・社会の変容や移民の犯罪などに対する不満・不安を掬い上げ、国民性を再定義し、軍務と市民権概念のつながりを強調した。1997 年以前グルカ兵とは、2000 年代後半の英国社会の自画像を描くために要請された、その道徳性と構成、大英帝国の栄光ある歴史を象徴するアイコンであった。論争はさらに、政権交代の可能性をはらむ流動的な政局と連動し、機を見るに敏な政治家たちが論争に参入し、政府を追い込んだ。

軍事研究では、東西冷戦が終結し、西欧各国で徴兵制が縮小ないし廃止されつつあることから、市民権と軍務の結びつきは一段と弱まったとする指摘がある。しかし、2000年代後半の英国市民は、市民の義務の最たるものである軍務についていた中高年の外国人退役軍人の法的包摂を熱烈に支持した。従って、義務や責任を重視する市民権概念が強くなったとする、1990年代以降の市民権研究の指摘は、妥当である。

また、市民権と軍務の関係について論じる先行研究では、国際情勢や武力衝突に至

上杉 移民の軍務と市民権

る対外的脅威、徴兵制の有無などに注目するものが見受けられる。しかしながら、本稿が取り上げた論争の帰趨を決したのは、移民の流入がもたらす諸問題に対する不満・不安や国内政治状況、論争の推移などの要因であった。社会・文化編成の越境性が増している 2000 年代後半の西欧社会では、市民権と軍務の結びつきを決定するのは、武力衝突に至る可能性のある対外的脅威の存在や徴兵制のみではない。国家安全保障に対する脅威やリスクの変容に配慮する必要があろう。

本稿には積み残しの課題も多々ある。たとえば、本稿では対面的関係により形成される公共圏やソーシャル・ネットワーキング・サービス、テレビの報道番組、雑誌などでどのような論争が展開していたのかについては、追跡することができなかった。また、1997年以前グルカ兵論争では、女優のジョアナ・ラムリーが指導的な役割を果たしたが、有名人政治が軍務と市民権の関係において果たす役割については十分な検討ができなかった。別途の課題としたい。

ともあれ,英国社会と英国陸軍の双方において周縁的な立場にある外国人退役軍人 をめぐる論争と政争,熱狂が,軍務と市民権の結びつきに小さからぬ波紋を与えたと いうことを,記憶にとどめておきたいものである。

謝辞

本稿で用いたデータには、英国陸軍グルカ旅団の許可及び英国グルカ福祉協会の協力を得て収集されたものが含まれている。関係者の皆様には心よりお礼申し上げます。しかしながら、本稿で表明されている見解は筆者自身のものであり、英国国防省や英国陸軍、グルカ旅団、英国グルカ福祉協会のそれを反映したものではない。

執筆のための研究の実施にあたり、以下の科学研究費の助成を受けた。

- 平成 16-18 年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(一般))(研究課題:東アジアと東南アジアを中心とする軍隊の歴史人類学的研究,研究代表者:田中雅一京都大学人文科学研究所教授,研究課題番号:16320118)
- 平成19-21年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(一般))(研究課題:植民地における「通婚・雑婚」をめぐる研究,研究代表者:宮崎聖子福岡女子大学准教授,研究課題番号:19510277)
- 平成19年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(海外学術調査))(研究課題:マオイスト運動の台頭と地域社会への影響―政体変革期ネパールにおける人類学的研究,研究代表者:南真木人国立民族学博物館准教授,研究課題番号:19401047)
- 平成20-22年度科学研究費補助金(基盤研究(B)(一般))(研究課題:アジアの軍隊にみるトランスナショナルな性格に関する歴史・人類学的研究、研究代表者:田中雅一京都大

学人文科学研究所教授, 研究課題番号:20320134)

- 平成22-24年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(一般))(研究課題:植民地における通婚と家族をめぐる法制・慣習の研究,研究代表者:宮崎聖子福岡女子大学准教授,研究課題番号:22510293)
- 平成23-25年度科学研究費補助金(基盤研究(C)(一般))(研究課題:在英ネパール人移 民の多重市民権をめぐる社会運動と理念,生活実践についての研究,研究代表者:上杉妙 子専修大学文学部兼任講師,研究課題番号:23520998)

この場を借りて関係者の皆様に深く御礼申しあげます。

査読委員の皆様からは、たいへん有益なご教示を多数賜った。また、国立民族学博物館准教 授の南真木人氏からも貴重なご教示をいただいた。この場を借りて心より感謝申し上げます。

注

- 1) 20世紀前半のアメリカでは、軍への入隊を拒否する者に市民権を与えなかったという (Burk 2006: 124)。
- 2) 例えば, カナダでは 1917 年に, 兵士の女性親族に選挙権を与えたが, 他の女性には与えられなかった (Enloe 2000: 193)。
- 3) 例えば、古代ローマでは、軍務についた異民族に市民権が与えられたという(Castles and Davidson 2000: 31–32)。米国の 1905 年の帰化法に見られるように、国家防衛に携わることを条件として移民の帰化を認めたこともあった(Burk 1995: 505)。今も、アメリカの不法移民はイラクやアフガニスタン等で軍務に就くことと引き換えに米国市民権を獲得することができる(『日本経済新聞』: 2004 年 7 月 24 日)。そのほかに、黒人の市民的権利が南北戦争への従軍により前進したことや(Berry 1977)、フェミニストが女性の地位の向上を目指して軍に協力してきたことなどが、すでに指摘されている(たとえば Enloe 2000: 273–287)。
- 4) 社会的権利についての議論の多くは、マーシャル(Marshall 1964 [1949])の議論に依拠している。マーシャルによると、「市民権とは、共同体の完全な成員である人々に与えられた地位」であり、市民権を「所有するすべての人々はその地位に伴って与えられる諸権利義務において平等である」(Marshall 1964 [1949]: 92)。市民に与えられる権利としてマーシャルは①市民的権利(civil rights)と②政治的権利(political rights)、③社会的権利(social rights)の三つを挙げている(Marshall 1964 [1949]: 78, 86)。市民的権利とは、個人の自由のために必要な権利、すなわち人としての自由や言論・思想・信教の自由、財産を所有し多様な契約を締結し裁判を受ける権利である(Marshall 1964 [1949]: 78)。市民的権利は 18 世紀に形成された(Marshall 1964 [1949]: 86)。政治的権利とは、政治的権威を付与された組織体の一員として、あるいはこの組織体の成員を選ぶ選挙人として、政治的権力の行使に参加する権利である(Marshall 1964 [1949]: 78)。政治的権利は 19 世紀に形成された(Marshall 1964 [1949]: 86)。最後に、社会的権利とは、ささやかな経済的幸福を享受する権利と保障から、社会的遺産を完全に分かち合い当該社会において一般的である基準に沿って文明人としての生活を営む権利まで至る、さまざまな権利を含む(Marshall 1964 [1949]: 78)。マーシャルは社会的権利が 20 世紀に形成されたとしている(Marshall 1964 [1949]: 86)。

なお、civil rights の訳語としては「公民権」が用いられることも多い。しかし、①市民的権利が政治的権利や社会的権利と並列するものとして位置づけられていること、②公民権という訳語を用いると、市民社会の成員資格である市民権(citizenship)との意味の混同が生じやすくなるという、二つの理由により、本稿では、「市民的権利」という訳語を用いることにする。

- 5) 『リーダーズ英和辞典第三版』(研究社, 2012年) を参照した。
- 6) 1862 年には旧英印陸軍の全歩兵部隊においてグルカ歩兵部隊が占める比率は 4.2% であったが、1914 年には 16.5% に上昇している (タン (Tan 2005: 71) の Table 2.1 (Number of Infantry Units' から算出)。

- 7) ただし、北アイルランドには派兵されていない。
- 8) ちなみに、英国海軍はというと、私掠船を利用していた(Thomson 1994)。
- 9) 英国の国籍関連法において市民(citizen)ということばが出現するのは1948年の英国国籍法からである。それより前にはsubject(英国臣民)が用いられていた。注11と注29を参照されたい。
- 10) 他国においても、軍務についていたからと言って市民権やそれに伴う諸権利の全てが自動 的に与えられるとは限らない。南北戦争に参戦した米国軍人がその例である (Berry 1977)。
- 11) もっとも、英連邦諸国出身の兵士の帰化が認められるためには、英国における勤務年数や居住年数、品行方正であることなどの条件を満たさねばならず、自動的に帰化が認められるわけではない。

2006年11月22日には、英連邦諸国出身者の市民権申請資格の要件の一つである勤務年数に、国外における勤務年数を含めることができることが、発表された (British Gurkha Welfare Society n.d.: Home Office 2006b)。

ここで、旧植民地の人々の国籍について補足しておきたい。1947年に、英連邦諸国の間で、植民地が独立しその人民が独立国の市民権を獲得した後も、英国臣民(British Subject)としての地位を継続して保持することが確認された。1948年の英国国籍法(British Nationality Act 1948)では、英連邦諸国の共通の法的地位である、英国及び植民地市民(Citizen of the United Kingdom and Colonies, CUKC)が制定された。当初は旧植民地出身者の権利と英国出身者のそれとの間には実質的な違いはなかった。しかし 1960年代以降になると、アジア及びアフリカからの移民の大量流入を恐れ、英国は徐々に入国管理を厳しくしていった。1971年の移民法(Immigration Act 1971)では、ブリテン諸島と十分に強いつながりをもつ人々のみが英国に住み働くことができるとして、英連邦諸国出身者の定住と労働が制限されることとなった。その後、1981年の英国国籍法(British Nationality Act 1981)では、British Subject は Nationality の下位区分の一つとなった。Nationality とは、英国及び旧植民地の人々が英国に対してもつ成員資格の総称である。注 29を参照されたい。

- 12) また、外国人兵士への市民権ないし定住権の賦与が常に大きな注目を集めるとは限らない。例を挙げる。米軍は、主に永住権をもつ移民を徴募し市民権を与えてきた。2009年には、一時的査証をもち2年以上米国に在留し、医療や通訳、諜報等の技能をもっている移民を徴募すると発表した(The New York Times: 14 February 2009)。入隊者は入隊したその日に市民権取得を申請し、最短で6か月で市民権が取得できるという。この新しい政策の是非については、さして論争にもならなかった。
- 13) なお、ここでいう公共圏 (public sphere)とは、社会学者のハーバーマス (1994 [1962])が提起した概念であり、「公論にほぼ等しい何かが形成され得る社会生活の領域」(Habermas 2006 [1989]: 73)である。公共圏は国家的領域と家族の私的領域との間にある領域である。公共圏は原則としてすべての市民に開かれており、人々は公的な議論に批判的に参入して判断を下すことができ、公論が形成される。ハーバーマスは当初、公共圏が17世紀から18世紀のヨーロッパで発展したものの、その後は崩壊し、議論の場はマスメディアに限定されるようになっていったとする。しかし、ハーバーマスはその後、公共圏の拡大を認め (Dahlgren 2005: 321)、「今日では新聞雑誌、ラジオ、テレビが公共圏の媒体となっている」 (Habermas 2006 [1989]: 73)として、公共圏の形成・維持におけるマスメディアの役割を積極的に評価するようになった。その結果、「公共圏」は今日のメディア研究においてもテクニカル・タームの一つとして用いられるに至った (たとえば、雑誌については佐藤 2002。電子版メディアについては Örnebring and Jönsson 2004 や Sparks 2010 など)。ダールグレンによると、公共圏は、後期資本主義におけるメディアと民主主義の問題を孕んだ関係に光を当てるために、分析的地平として用いられてきたという (Dahlgren 2005: 321)。
- 14) 英国では、インターネットに接続できる世帯の数は 2006 年に約 1,430 万世帯(全世帯の 57%)であったのが、2010 年には、約 1,920 万世帯(同 73%)となった(Macionis and Plummer 2012 [1997]: 763)。本稿で取り上げる 2008-2009 年はその中間の時期であり、インターネット利用のできる世帯が急増している時期であったといえよう。
- 15) タイムズ, デイリー・テレグラフ, ガーディアン, デイリー・メイルの各紙はそれぞれ, 別の株式会社に保有されている (Macionis and Plummer 2012 [1997]: 777)。
- 16) 駐屯地では毎日、ネパール語ラジオ放送が流れ、駐屯地の小中学校ではネパールの国家カリキュラムに沿った授業が行われていた。軍属としてヒンドゥー教宗教教師が雇用され、カトマンズの暦委員会が作成する太陽太陰暦にもとづいてヒンドゥー祭礼が行われていた。詳

- しくは拙稿(上杉 2004; Uesugi 2007) を参照されたい。また、宗教政策については別の拙稿(上杉 2002) も参照されたい。
- 17) グルカ兵の場合,15年以上勤務すると恩給の支払は退役と同時に始まった。一方,英国人の場合はというと,2005年4月1日より前に入隊し15年勤務する英国人将兵は,退職後に一時金を受け取ることができるものの,60才になるまで恩給を受け取ることができない(Land Forces Secretariat 2006: 10-3)。22年勤務した将兵のみが除隊と同時に恩給を受け取ることができる(Land Forces Secretariat 2006: 10-4)。よって,グルカ兵の恩給の受給開始年齢は,英国人将兵にそれよりもだいぶ早い。しかし,それでも,グルカ兵を対象として低額の給与・恩給体系を維持することで,英国陸軍は人件費の節約をすることができたのである(Land Forces Secretariat 2006: 13-3)。
- 18) 1990年代後半の雇用政策の変更については拙稿(上杉 2004)を参照されたい。
- 19) ただし、グルカ兵がネパールで長期休暇を過ごしている期間中は、この手当ては加算されない。
- 20) 雇用条件の変更にあたり、グルカ陸軍退役軍人機構や英国グルカ福祉協会等の退役グルカ兵団体も招かれて意見を述べた(Land Forces Secretariat 2006: 2-1)。変更の結果、恩給が大幅に増額された。香港返還前のグルカ兵(16 年勤務)の恩給が年間 1,185 ポンドであるのに対し、香港返還以後除隊のグルカ兵は、年間 6,624 ポンドを受け取ることが可能となった(Times Online: 9 March 2007)。ただし、英兵並みの恩給制度が適用されるのは香港返還以後の勤務年数の分だけであった(Times Online: 13 March 2008)、英国グルカ福祉協会は、香港返還以前の勤務にも英兵並みの恩給制度を適用することを要求して 2013 年 6 月現在も運動を続けている。
- 21) ネパールにおけるネパール共産党毛沢東主義派(マオイスト)による人民戦争(1996~2006)が激化したことも政策変更の背景にあったと考える。この人民戦争では、マオイストによるインド軍ゴルカ兵を狙った恐喝や(たとえば Nepalnews.com: 10 November 2003),英軍准将や退役グルカ兵士官らからなる募集チームの拉致などの事件が発生し(The Kathmandu Post: 20 October 2003),英国陸軍にネパールの治安の悪化を印象づけた。ある英国人士官によると、グルカ兵は内戦の影響を避けるために、家族をカトマンズやポカラなどの都市部に住まわせていたという。
- 22) 駐屯地におけるグルカ兵の子どもたちの教育の英国化も実施された。教育の英国化については拙稿(上杉 2004)を参照されたい。2005年には、ほぼ全ての既婚グルカ兵が家族同伴勤務ができるようになったことに伴い、多くのグルカ兵の子女が英国にある駐屯地周辺の学校に通うようになった。さらに、2008年には英国市民権を持たない現役グルカ兵の子女にも、英国市民並みの大学授業料が適用されることが決定された。たとえば、ウェールズ大学では、グルカ兵の子女に対して、外国人学生として約1万ポンドを納入することを義務付けていたが、2008年4月に、英国人学生並みの金額(3,000ポンド)に減額すると発表した(The University of Wales Institute, Cardiff 2008)。
- 23) 英国グルカ福祉協会は、1997年以前グルカ兵の定住権のほか、退役グルカ兵の18才以上の子供の定住権やグルカ兵の職域の拡大、女性兵士の雇用などについても陳情や要求を行っていた(British Gurkha Welfare Society n.d.)。
 - なお、英国グルカ福祉協会が政府関係者や国会議員に出した手紙にはかならず OISC のマークが入っていた。OISC とは、移民サービス監督官事務所(The Office of Immigration Service Commissioner)の略である。移民サービス監督官事務所は、1991 年移民亡命法(the Immigration and Asylum Act 1999)のもとで設置された、政府からは独立した公共機関(public body)であり、その役割は移民アドバイザー(Immigration Adviser)を監督することにある(Office of Immigration Service Commissioner 2013)。英国グルカ福祉協会の会長は、この移民サービス監督官事務所により認証された移民アドバイザーである。英国グルカ福祉協会は、関係者と連絡・交渉するにあたり公的な資格を最大限利用していたのである。
- 24) 自由民主党は17世紀後半に淵源をたどるホイッグ党の流れを汲む政党であり、現在の英 国政界では中道左派という位置づけになっている。2007年5月には退役グルカ兵であるダ ン・グルン (Dhan Gurung) 氏がグルカ旅団本部のあるフォークストンの町議会議員に同党 から立候補し当選、退役グルカ兵初の地方議会議員となった (Shepway Liberal Democrats: 10 May 2007)。
- 25) たとえば、高等法院の判決について報じる 2008 年 10 月 1 日付のデイリー・メイル紙の電子版 (*Mail Online*) の記事には 135 件のコメントが投稿された。

- 26) 『小学館ランダムハウス英和大辞典 第二版』(小学館ランダムハウス英和大辞典第二版編集委員会編,小学館,1994 [1973] 年,2798 ページ) によれば,test case (試験的訴訟ないし試訴) とは,法律などについての決定的判断を裁判所に求めるために,両当事者の了解にもとづいて提起される訴訟のことである。
- 27) なお, 労働党の造反議員 28 名の氏名も報道されている (BBC News: 29 April 2009a; Telegraph: 21 May 2009c)。ただし, ガーディアン紙の報道では 27 名となっており, 数が食い違っている (guardian.co.uk: 30 April 2009)。
- 28) 同王子は「グルカ兵と一緒にいるということさえわかっていれば、これほど安全な場所はない」と語り、グルカ兵に対する信頼を示した(*Times Online*: 29 February 2008)。
- 29) 2008-2009 年当時,有効であった国籍法は,1981 年に制定された英国国籍法(British Nationality Act)である。この国籍法で定める英国の nationality には,権利の異なる六つの種別がいくつかある。それは,British citizen と British overseas citizen,British overseas territories citizen,British national (overseas),British protected person,British subject の 六 つ で あ る(UK Border Agency 2007)。これは,植民地や保護領,自治領などが世界各地に分布していることに対応したものである。しかし,英国本土における定住権や選挙権などの権利を無条件で行使できるのは,英国市民(British citizen)のみである。したがって,権利義務という観点から見るならば,日本における「国籍」に対応するのは,英国では nationality ではなく citizenship であるといえる。

英国市民権の獲得の方法は、先天的獲得と後天的獲得に大別される。先天的獲得は、①出生による獲得(少なくとも片親が英国市民もしくは英国在住者であり、英国において出生すること)と②血統による獲得(英国国外で出生し、少なくとも片親が出生・養子縁組・登録申請・帰化による英国市民であるか、英国で英軍に入隊した市民であること)の二つである。後天的獲得は①帰化と②市民権登録資格をすでにもつ人による登録、③英国市民の養子となることの三つである。1997年以前グルカ兵が英国市民権を取得するためには、連続して特定の年数の間、英国に合法的に居住した上で、帰化することが必要であった。

- 30) 庶民院の動議が可決された後,2009年5月19日の内務特別委員会で,国防相と内務相が同じテーブルについて政策変更について協議をすることとなった。このことは,1997年以前グルカ兵問題が移民政策と軍事政策に関わるものであったことを示している。
- 31) 1701 年に提出された王位継承法(Act of Settlement)は、外国人兵士の雇用を禁止していた(Land Forces Secretariat 2006: 3-1)。その後、1955 年の陸軍法は外国人兵士の雇用を人員の2パーセントまで認めたが、英連邦諸国出身兵士は外国人ではないという扱いになっており、上限が適用されない(Land Forces Secretariat 2006: 3-1)。そのため、英連邦諸国出身兵士の雇用が進み、今やその人数はグルカ兵の2倍以上である(Land Forces Secretariat 2006: 3-4)。
- 32) 年間 230 人の募集に対して 1 万 8.000 人の応募があるという (Telegraph: 30 April 2009)。
- 33) グルカ旅団の高位の退役士官からの個人的な教示による。
- 34) 英国人退役士官との面談からもそのことがうかがわれた
- 35) デイリー・メイル紙は同時に、80 才になる実母の介護をしているのに国外退去を迫られている女性や、帰国が生命の危険をもたらす可能性があるにもかかわらず国外退去の処分を受けた女性の事例なども、実名・写真入で報道した(Mail Online: 20 March 2008)
- 36) このような非政府組織の例として、退役グルカ兵とその家族の英国社会への適応について報告書(Sims 2008)を出版したラニーミード財団がある。
- 37) このことは、その種のメディアや人びとが反移民の立場に立つ傾向があるとする私たちの 予見を裏切る。というのも、たとえば、オーストラリアの右派政党であるワン・ネイション 党は、反アジア人移民・反多文化主義などの政策を掲げて躍進している。ワン・ネイション 党の支持者には、経済競争力がなく、教育歴もグローバル・リテラシーも低い人が多いとい う (関根 2002)。
- 38) 筆者がインタビューした元英国人士官も、メディアにおけるグルカ兵支持者の主張について「感情的だ」と評していた。
- 39) 実際,運動を主導した退役グルカ兵団体である英国グルカ福祉協会は,グルカ兵を社員とする警備会社の経営にもかかわっている。
- 40) 工藤正子氏のご教示によると、英国では移民が多く住む地域に多くの監視カメラが配置されており、そのことが社会問題ともなったという。

文 献

Berry, M. F.

1977 Military Necessity and Civil Rights Policy: Black Citizenship and the Constitution, 1861–1868. Port Washington, N.Y.: Kennikat Press.

Boëne, B.

2006 The Military as a Tribe among Tribes: Postmodern Armed Forces and Civil-Military Relations? In G. Caforio (ed.) *Handbook of the Sociology of the Military*, pp. 167–185. New York: Springer.

British Gurkha Welfare Society

n.d. The Current Gurkha Plight. (2013 年 4 月 26 日入手)

Burk, J.

1995 Citizenship Status and Military Service: The Quest for Inclusion by Minorities and Conscientious Objectors. *Armed Forces & Society* 21(4), 503–529.

2006 Military Mobilization in Modern Western Societies, In G. Caforio (ed.) Handbook of the Sociology of the Military, pp. 111–128. New York: Springer.

Burroughs, P.

1994 An Unreformed Army? 1815–1868? In D. Chandler and I. Beckett (eds.) The Oxford History of the British Army, pp. 161–186. Oxford: Oxford University Press.

Castles, S. and A. Davidson

2000 Citizenship and Migration: Globalization and the Politics of Belonging. Basingstoke: MacMillan.

Childs, J.

1994 The Restoration Army 1660–1702. In D. Chandler and I. Beckett (eds.) *The Oxford History of the British Army*, pp. 46–66. Oxford: Oxford University Press.

Cowen. D.

2008 Military Workfare: The Soldier and Social Citizenship in Canada. Toronto: University of Toronto Press.

Dahlgren, P.

2005 The Public Sphere: Linking the Media and Civic Cultures. In E. W. Rothenbuhler and M. Coman (eds.) *Media Anthropology*, pp. 318–327. Thousand Oaks, California: SAGE publications.

Enloe, C.

2000 Maneuvers: The International Politics of Militarizing Women's Lives. Berkeley: University of California Press.

ハーバーマス, J.

1994 [1962] 『公共性の構造転換——市民社会の一カテゴリーについての探求』細谷貞雄・ 山田正行訳,東京:未来社。

Habermas, J.

2006 [2001, 1989] The Public Sphere: An Encyclopedia Article. In M. G. Durham and D. M. Kellner (eds.) Media and Cultural Studies: Keywork, pp. 73–76. Malden, MA: Blackwell Publishing.

ヒーター, D.

2002 [1999] 『市民権とは何か』田中俊郎・関根政美訳、東京:岩波書店。

Home Office

2002 Secure Borders, Safe Haven: Integration with Diversity in Modern Britain. Norwich: The Stationery Office

2006a A Points-Based System: Making Migration Work for Britain. Norwich: HMSO.

2006b Press Release, New Citizenship Rights for Members of the Commonwealth Serving in the British Armed Forces. (Cited in British Gurkha Welfare Society n. d.)

House of Commons, Defence Committee

1989 First Report: The Future of the Brigade of Gurkhas. London: Her Majesty's Stationery

Office.

細谷雄一

2009 『倫理的な戦争―トニー・ブレアの栄光と挫折』東京:慶應大学出版会。

Janowitz, M.

1976 Military Institutions and Citizenship in Western Societies. Armed Forces & Society 2(2), 185–204.

Kivisto, P. and T. Faist

2007 Citizenship: Discourse, Theory, and Transnational Prospects. Malden MA: Blackwell Publishing.

Land Forces Secretariat

2006 A Review of Gurkha Terms and Conditions of Service (D/LF SEC(GURKHAS) 140/7).

Lin, P. Y. C. E.

2000 Citizenship, Military Families, and the Creation of a New Definition of "Deserving Poor" in Britain, 1793–1815. Social Politics 7(1), 5–46.

Loke, J.

2012 Public Expressions of Private Sentiments: Unveiling the Pulse of Racial Tolerance through Online News Readers' Comments. Howard Journal of Communications 23(3), 235–252.

Macionis and Plummer

2012[1997] Sociology: A Global Introduction 5th edition. Harlow: Pearson Education Ltd.

Mason, P.

1974 A Matter of Honour: An Account of the Indian Army, Its Officers & Men. New York: Holt, Rinehart and Winston.

Marshall, T. H.

1964 [1949] Citizenship and Social Class. In T. H. Marshall (ed.), *Class, Citizenship, and Social Development*, pp. 71–134. Chicago: The University of Chicago Press.

Ministry of Defence

2004 Delivering Security in a Changing World: Future Capabilities. Norwich: The Stationery Office.

Moskos, C. C.

2000 Toward a Postmodern Military: The United States as a Paradigm. In C. C. Moskos, J. A. Williams and D. R. Segal (eds.) The Postmodern Military: Armed Forces after the Cold War, pp. 14–31. New York: Oxford University Press.

Office of Immigration Services Commissioner

2013 About the OISC. Accessed June 19, 2013.

Available under: http://oisc.homeoffice.gov.uk/about_oisc/

Örnebring, H. and A. M. Jönsson

2004 Tabloid Journalism and the Public Sphere: A Historical Perspective on Tabloid Journalism. Journalism Studies 5(3), 283–295.

Rosenberry, J.

2005 Few Papers Use Online Techniques to Improve Public Communication. Newspaper Research Journal 26(4), 61–73.

サッセン, S.

1999 [1996] 『グローバリゼーションの時代——国家主権のゆくえ』伊豫谷登士翁訳, 東京: 平凡社。

佐藤卓己

2002 『「キング」の時代――国民大衆雑誌の公共性』東京:岩波書店。

Schoenbach, K.

2005 Online and Print Newspapers: Their Impact on the Extent of the Perceived Public Agenda. European Journal of Communication 20(2), 245–258.

Schultz, T.

2000 Mass Media and the Concept of Interactivity: An Exploratory Study of Online Forums and Reader Email. *Media, Culture & Society* 22(2), 205–221.

関根政美

2002 「オーストラリアの多文化主義とマイノリティ」、宮島喬・梶田孝道編『国際社会〈4〉

マイノリティと社会構造』pp. 209-234, 東京:東京大学出版会。

Shepway Liberal Democrats

10 May 2007 Dhan Gurung First Ex-Gurkha Councilor in the UK. Accessed 20 November 2013.

Available under:

http://shepwaylibdems.org.uk/news/000632/dhan_gurung_first_exgurkha_councillor_in_the_uk.html

Sims, J. M.

2008 Soldiers, Migrants and Citizens: The Nepalese in Britain, London: Runnymede Trust. Accessed 20 November 2013.

Available under:

http//www.runnymedetrust.org/uploads/publications/pdfs/TheNepaleseInBritain.2008.pdf

Singer, J. B.

2006 Stepping Back from the Gate: Online Newspaper Editors and the Co-Production of Content in Campaign 2004. *Journalism & Mass Communication Quarterly* 83(2), 265–280.

Sparks, C.

2010 The Contribution of Online Newspapers to the Public Sphere: A United Kingdom Case Study. Trends in Communication 11(2), 111–126.

Tan. Tai Y.

2005 The Garrison State: The Military, Government and Society in Colonial Punjab, 1849–1947.
New Delhi: Sage Publications India.

The University of Wales Institute, Cardiff

2008 Lower Academic Fees for Gurkha Children as UWIC. Accessed 20 November 2013. Available under: http://www3.uwic.ac.uk/English/News/archive/Pages/250408Gurkhachildren.aspx

Thomson, J.E.

1994 Mercenaries, Pirates, and Sovereigns. Prinston: Prinston University Press.

上杉妙子

2002 「英国陸軍グルカ旅団の宗教政策――現地人兵士と二つの国家」山路勝彦・田中雅一編『植民地主義と人類学』pp. 445-468, 西宮: 関西学院大学出版会。

2004 「トランスナショナルな雇用政策と労働移民の生活戦略——香港返還にともなう英国 陸軍グルカ旅団の雇用政策の変更」『人文學報』90,169-214。

Uesugi, T.

Re-examining Transnationalism from Below and Transnationalism from Above: British Gurkhas' Life Strategies and the Brigade of Gurkhas' Employment Policies. In H. Ishii, D. N. Gellner, and K. Nawa (eds.) Nepalis Inside and Outside Nepal, pp. 383–410. New Delhi: Manohar

UK Border Agency

2007 British Citizenship. Accessed 26 January 2010. Available under:http://www.ukba.homeoffice.gov.uk/britishcitizenship/

新聞

BBC News. Available under: http://news.bbc.co.uk

- 21 September 2004 Kennedy Backs Gurkhas' Campaign. Accessed 11 November 2004.
- 22 January 2009 Gurkhas' Charity Launched in Town. Accessed 11 February 2009.
- 17 March 2009 Gurkhas Demand Government Action. Accessed 9 May 2009. 26 March 2009 Gurkha Settlement Plan 'in Weeks.' Accessed 9 May 2009.
- 20 March 2009 Gurkha Schlement Flair in Weeks. Accessed 9 May 2009
- 24 April 2009 Fury over Gurkha Settlement Plan. Accessed 9 May 2009.
- 26 April 2009 Lib Dems Challenge Gurkha Ruling. Accessed 9 May 2009.
- 29 April 2009a "Gurkha Vote: Labour Rebels." Accessed 9 May 2009.
- 29 April 2009b Government Gurkha Statement in Full. Accessed 9 May 2009.
- 29 April 2009c Brown Defeated over Gurkha Rules. Accessed 9 May 2009.

- 29 April 2009d In Quotes: Reaction to Gurkha Vote. Accessed 9 May 2009.
- 5 May 2009 No 10 Denies Lumley 'Gurkha Snub.' Accessed 9 May 2009.
- 6 May 2009 Lumley 'Trusts' Brown on Gurkhas. Accessed 9 May 2009.
- 7 May 2009 Lumley in Public Clash on Gurkhas. Accessed 9 May 2009.
- 9 May 2009a Rise in Armed Forces Recruitment. Accessed 9 May 2009.
- 9 May 2009b Fresh MP Expense Claims Published. Accessed 30 November 2009.

eKantipur.com. Available under: http://www.kantipuronline.com

4 April 2007 How Fair Is Britain's Gurkha Deal? Written by D. Maskey. Accessed 1 November 2007.

guardian.co.uk. Available under: http://www.guardian.co.uk

- 29 April 2009 Gurkhas Undaunted, Brown Defeated. Written by M. Campbell. Accessed 26 February 2010.
- 30 April 2009 Gurkhas and Britain: A Fair Win. Accessed 26 February 2010.
- 1 May 2009 Defence Spending: New Battle Lines. Accessed 26 February 2010.
- 3 May 2009a Gurkha Policy Must Overcome Practical Challenges. Written by R. Fox. Accessed 26 February 2010.
- 3 May 2009b Alan Johnson Backs Brown after Attack by Blears. Written by T. Helm, G. Hinsliff and A. Stratton. Accessed 26 February 2010.
- 4 May 2009 The Tories' Sole Offer Is Anti-Brownism. Written by D. MacShane. Accessed 26 February 2010.
- 6 May 2009 Lumley's Dismay at Delays over Gurkha Policy. Written by A. Travis. Accessed 26 February 2010.
- 20 May 2009 Gurkhas to Get Right to Settle in the UK. Written by A. Gillan. Accessed 26 February 2010.
- 21 May 2009a Gurkhas Win Right to Settle in UK. Written by A. Gillan and J. Meikle. Accessed 26 February 2010.
- 21 May 2009b What Now for the Gurkha Brigade? Written by R. Fox. Accessed 26 February 2010.
- 21 May 2009c Gurkhas Granted Right to Settle in the UK. Written by A. Gillan. Accessed 26 February 2010.
- 21 May 2009d Sir Humphrey Would Never Let His Minister Be Ambushed by Gurkhas. Written by S. Jenkins. Accessed 26 February 2010.
- 21 May 2009e Victory for General Lumley. Written by S. Hoggart. Accessed 26 February 2010. *guardian.co.uk/The Observer*. Available under: http://www.guardian.co.uk
 - 3 May 2009a Gordon Brown—Why a Clever Man Ends Up Making a Fool of Himself. Written by A. Rawnsley. Accessed 26 February 2010.
 - 3 May 2009b You Tube Is No Substitute for Knocking on Doors. Written by H. Blears. Accessed 26 February 2010.
 - 3 May 2009c Hazel Blears Savages Gordon Brown over 'Lamentable' Failures. Written by T. Helm and G. Hinsliff. Accessed 26 February 2010.
 - 10 May 2009 Joanna Lumley: Never Mess with an Old Avenger. Written by T. McVeigh. Accessed 26 February 2010.
 - 17 May 2009 Voters' Trust in Democracy Is Shattered. We Must Restore It. Written by Nick Clegg. Accessed 26 February 2010.
 - 24 May 2009 Joanna Lumley's Win Is a National Embarrassment. Written by B. Ellen. Accessed 26 February 2010.

Mail Online. Available under: http://dailymail.co.uk

- 1 June 2007 Gurkha War Hero Allowed to Stay in UK after Home Office U-turn. Accessed 23 January 2010.
- 20 March 2008 Betrayal of the Gurkhas: Soldiers Denied the Right to Live Here Hand Medals Back. Written by M. Hickley. Accessed 23 January 2010.
- 26 August 2009 Is Joanna Really So Ab Fab? Accessed 7 March 2010.

Nepalnews.com. Available under: http://www.nepalnews.com.np

10 November 2003 Gurkha Soldiers Face Maoist Threat. Accessed 11 November 2003.

『日本経済新聞』

- 2004年7月27日「アメリカのかたち― "平等国家"の不平等」。
- 2010年1月8日「英与党、党内対立が激化」。
- Telegraph. Available under: http://www.telegraph.co.uk
 - 1 September 2008 Gurkha Denied NHS Treatment Because He Can't Afford Visa. Written by L. Cockcroft. Accessed 22 November 2009.
 - 16 September 2008a England Is Most Crowded Country in Europe. Written by U. Khan. Accessed 10 January 2010.
 - 16 Spetember 2008b Justice for the Gurkhas. Accessed 10 January 2010.
 - 1 October 2008 The Debt We Owe the Gurkhas. Written by T. Bell. Accessed 22 November 2009.
 - 2 October 2008 Gurkhas Honoured by Statue in Garrison Town. Written by J. Salter. Accessed 22 November 2009.
 - 31 October 2008 Prince Charles Meets Gurkhas Who Served with Prince Harry in Afghanistan. Accessed 22 November 2009.
 - 20 November 2008 Joanna Lumley to Present Gurkha Petition to Government. Written by C. Bailey. Accessed 22 November 2009.
 - 23 January 2009 Gurkhas Drafted to Repair Britian's Railways. Written by C. Irvine. Accessed 22 November 2009.
 - 17 March 2009 Why Are the Gurkhas Still Waiting? Accessed 22 November 2009.
 - 23 April 2009 Gurkhas Not Able to Settle in Britain, despite Court Victory. Written by T. Whitehead. Accessed 22 November 2009.
 - 25 April 2009 Government Has Betrayed Us, Say Gurkhas. Written by C. Gammell. Accessed 19 November 2009.
 - 28 April 2009 Gurkhas Deserve Better. Accessed 22 November 2009.
 - 30 April 2009a Gurkha Hero Dies as MPs Vote to Give Them Right to Live in Britain. Written by C. Irvine. Accessed 22 November 2009.
 - 30 April 2009b The Gurkhas Must Be Rewarded. Written by H. de Quetteville. Accessed 19 November 2009.
 - 30 April 2009c Betraying the Loyal Gurkhas Is Yet Another Symptom of Moral Decay. Written by J. Randall. Accessed 22 November 2009.
 - 1 May 2009a Allowing More Gurkha Veterans to Stay Could Hit Defence Budget, Claims Minister. Written by J. Kirkup. Accessed 22 November 2009.
 - 1 May 2009b Public Opinion in Favour of the Gurkhas Shows that Political Leaders Don't Get It. Accessed 10 January 2010.
 - 1 May 2009c Everyone Wants Justice for Gurkhas, except the MoD. Written by V. Woods. Accessed 22 November 2009.
 - 1 May 2009d Hero Gurkha Fights for Granddaughter Carer to Be Allowed to Stay. Written by T. Whitehead. Accessed 22 November 2009.
 - 3 May 2009 The Labour Government's Politics of Envy Will Harm Us All. Accessed 10 January 2010.
 - 5 May 2009a Senior Member of the Royal Family Backed Gurkha Campaign, Joanna Lumley Discloses. Accessed 19 November 2009.
 - 5 May 2009b Duchess of Cornwall Backs Campaign against Government's Treatment of Gurkhas. Written by A. Pierce and J. Kirkup. Accessed 22 November 2009.
 - 21 May 2009a Well Done the Gurkhas—and Joanna Lumley. Accessed 22 November 2009.
 - 21 May 2009b Gurkhas are "Coming Home" after Famous Victory on Settlement. Accessed 19 November 2009.
 - 21 May 2009c Gurkhas in Britain: a Timeline of Their Campaign to Stay. Accessed 19 November 2009.
 - 28 July 2009 Joanna Lumley's Visit to Nepal Should Remind Us of the Ex-Gurkhas Who Will Remain There. Accessed 19 November 2009.
 - 4 September 2009 Joanna Lumley: Interview. Written by M. Warman. Accessed 19 November 2009.

The Independent. Available under: http://www.independent.co.uk/

26 April 2009 Don't Be Sentimental. We Have Treated the Gurkhas Well. Written by E. Bramall. Accessed 14 March 2010.

The Kathmandu Post. Available under:

http://www.nepalnews.com.np/contents/englishdaily/ktmpost

20 October 2003 Maoists Abduct British Army Official, Others. Accessed 23 October 2003.

The New York Times. Available under: http://www.nytimes.com/

14 February 2009 U.S. Military Will Offer Path to Citizenship. Written by J. Preston. Accessed 30 November 2012.

The Sunday Times

19 May 2002 Cherie Blair Sparks Diplomatic Row over Gurkhas.

Times Online. Available under:http://www.timesonline.co.uk

- 9 March 2007 Gurkhas Celebrate Victory in Battle for Equal Rights with Fellow Soldiers. Written by M. Evans. Accessed 10 October 2008.
- 29 February 2008 For Ten Weeks They Kept the Secret of Widow Six Seven. Written by B. Macintyre. Accessed 10 October 2008.
- 13 March 2008 Gurkhas Ask High Court for Pension Parity. Written by F. Gibb. Accessed 10 October 2008.
- 19 March 2008 Gurkhas Hand Back Medals in Pension and Citizenship Protest. Written by N. Hines. Accessed 10 October 2008.
- 20 March 2008 Gurkha Veterans Fight for Equal Rights. Written by H. Fletcher. Accessed 10 October 2008.
- 30 September 2008 Gurkhas Celebrate Court Win for Right to Settle in Britain. Written by P. Naughton. Accessed 10 October 2008.
- 1 October 2008a Bureaucratic Logic that Became an Injustice. Written by M. Evans. Accessed 10 October 2008.
- 1 October 2008b Gurkha Ruling Greeted with Jubilation in Nepal. Accessed 10 October 2008.
- 5 October 2008 Toasting Victory with Champagne and a Gurkha Battle Cry. Written by J. Lumley. Accessed 10 October 2008.
- 7 October 2008 Gurkha Veterans Entry Policy is Irrational. Accessed 10 October 2008.
- 25 April 2009 Gurkhas Up in Arms over Home Office'Treachery. Written by B. Macintyre. Accessed 16 January 2010.
- 29 April 2009 Ministers Try to Head Off MP Revolt over Gurkhas with Review of Restrictions. Accessed 16 January 2010.
- 3 May 2009 Hush, Miss Lumley, the Gurkhas Knew the Deal. Written by D. Lawson. Accessed 16 January 2010.
- 22 May 2009a Gurkha Veterans Told They Can Settle in Britain. Written by R. Ford. Accessed 22 May 2009.
- 22 May 2009b Gurkha Decision Is Bad for UK and Nepal. Written by Lady Hunt-Davis. Accessed 22 May 2009.